



世界経済の潮流 2020年 I

～新型コロナウイルス感染症下の世界経済～

－ 概要 －

令和2年11月18日

内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）

(構成)

■ 第1章 新型コロナウイルス感染症下の世界経済

第1節 新型コロナウイルス感染拡大と経済活動の状況

第2節 新型コロナウイルス感染拡大の経済的影響

■ 第2章 経済を支えるための政策対応

第1節 経済活動抑制期及び経済活動再開期の経済政策の概観

第2節 各国政府及び中央銀行の対応

第3節 企業の資金繰り支援策と企業の動向

第4節 雇用支援策と労働市場の動向

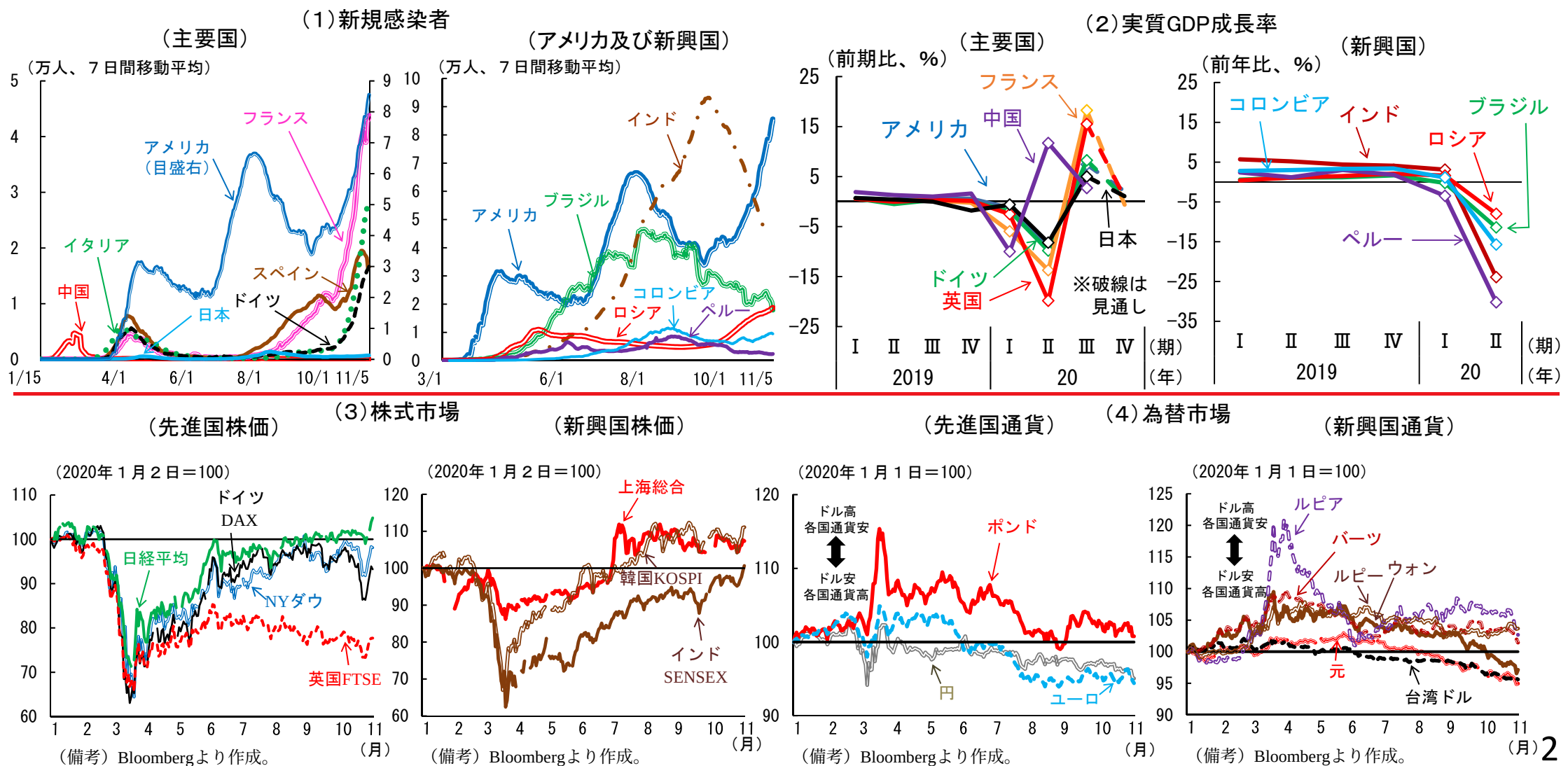
■ 第3章 主要地域の経済動向

第1節 アメリカ経済 第2節 中国経済 第3節 ヨーロッパ経済

「世界経済の潮流」：世界経済の動向について2002年から毎年2回公表している報告書であり、今回で37回目。

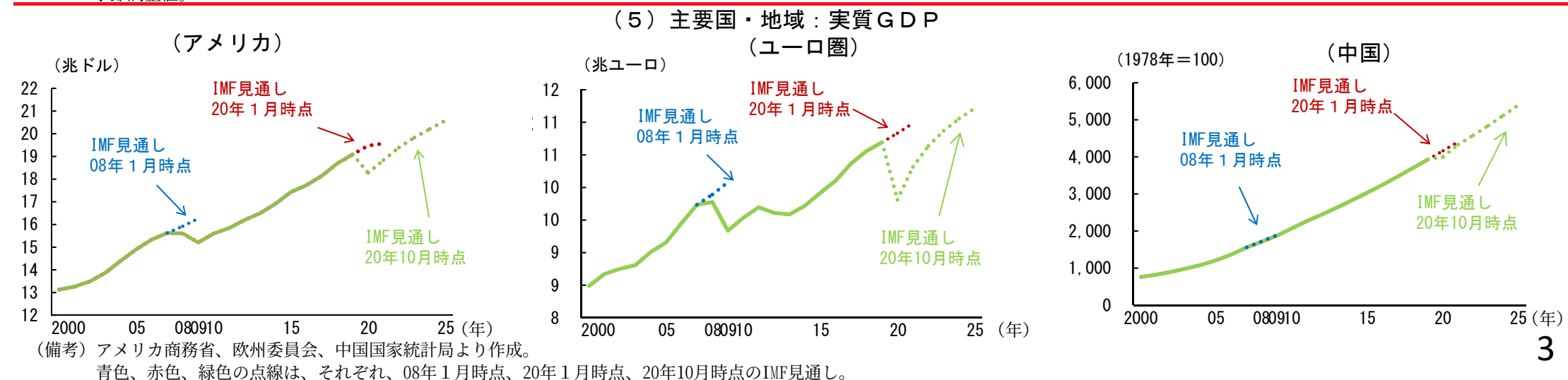
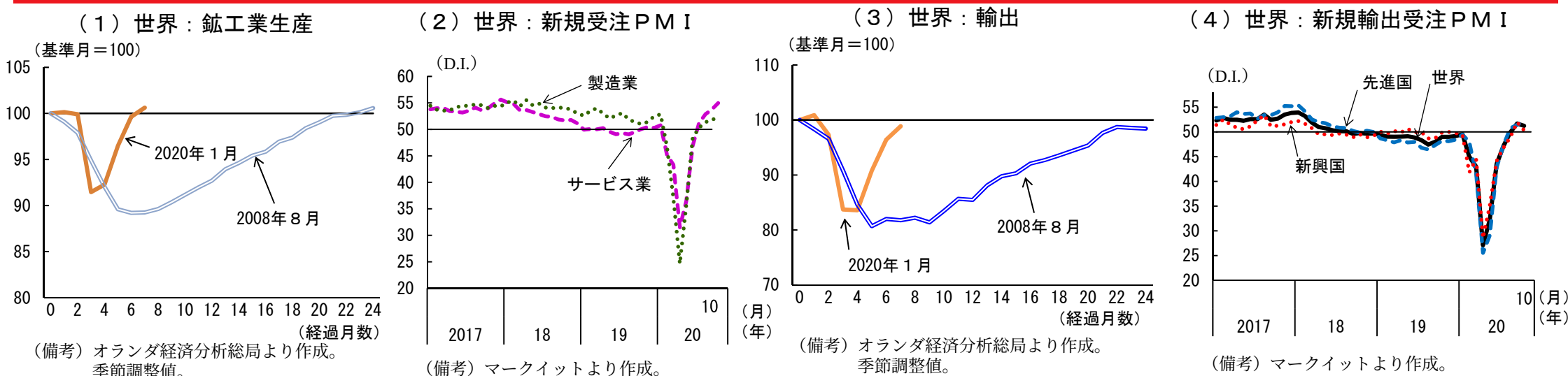
第1章 感染症下の世界経済【世界的な感染拡大、経済活動の抑制から再開へ】

新型コロナウイルスは、中国、欧米主要国、新興国と、世界的に感染が拡大。
実質GDP成長率は、中国では20年1－3月期、欧米主要国や新興国では4－6月期に、大幅に低下。
国際金融市場は、3月に株価が大幅に下落し為替にも変動が見られたが、その後は徐々に落ち着いている。



第1章 感染症下の世界経済 【世界経済への影響と回復への経路】

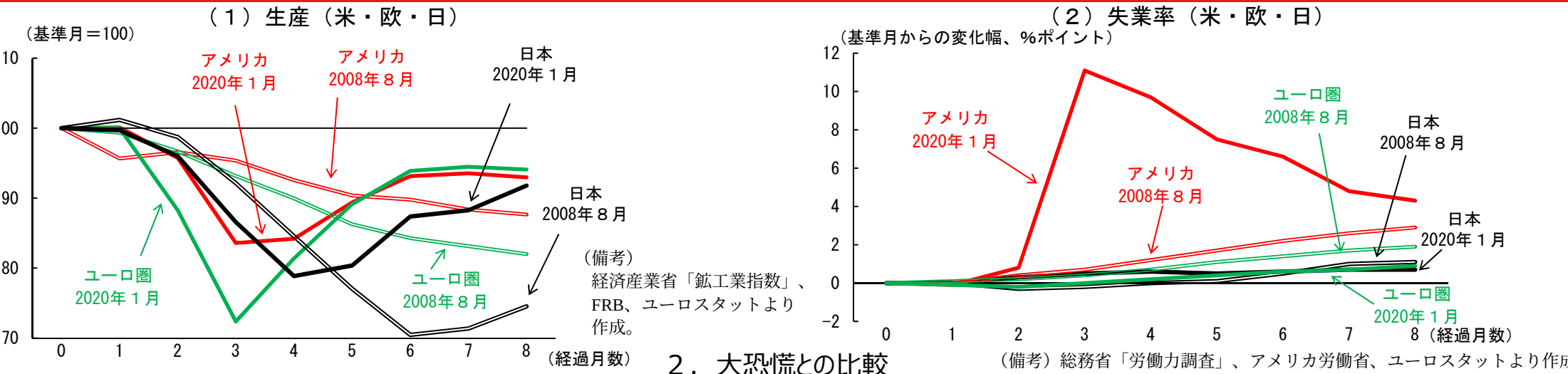
鉱工業生産は、世界金融危機時より急激に下落したが、比較的早期に回復に向かっており、新規受注PMIも改善圏内に。輸出は、世界金融危機時より下落幅は小さく、新規輸出受注PMIも改善圏内となったが、生産に比べ回復は弱い。世界金融危機時のアメリカ・ユーロ圏のGDPのパスは、危機を契機に下ずれ。3極での今回の落ち込み後のパスの姿が、今後の世界経済の成長にとっての鍵。



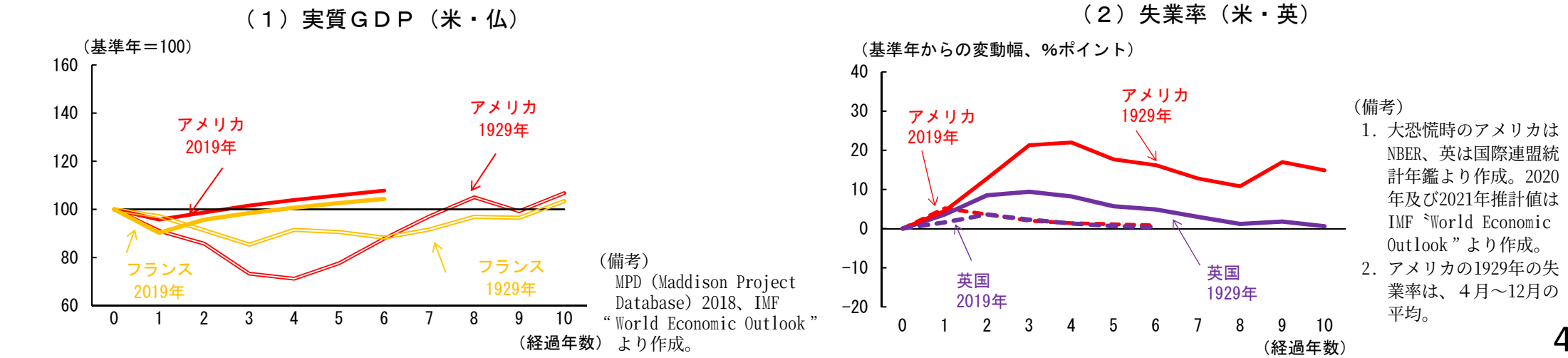
第1章 感染症下の世界経済 【過去の危機との比較】

感染症拡大により経済活動が大きく抑制されたことを受け、欧米諸国の経済活動は世界金融危機時に比べて大幅に落ち込んだ。ただし、経済活動の段階的な再開や、財政・金融政策などによる下支えを受けて、今回の回復は比較的早い。また、世界金融危機や大恐慌時と今回の失業率の動きを比較すると、今回、アメリカでは大きく上昇した一方で、欧州では政策により雇用維持が図られたことで失業率の上昇は比較的抑えられている。経済活動再開後の世界経済の回復には、政策支援が重要な役割を担っていることが示唆される。

1. 世界金融危機との比較



2. 大恐慌との比較



第1章 感染症下の世界経済【感染症拡大後の世界経済のリスク】

経済社会の変化を踏まえ、回復をサポートする政策の設計が重要。

- 感染症抑制のための封鎖措置は人為的なものであり、経済構造自体の傷みを反映しているわけではない。但し、感染再拡大もみられるなかで、活動抑制策が再度導入され、先行きの不確実性が高まっている。こうした不確実性はコンフィデンスの低迷につながり、それに伴う景気後退の長期化による財政支出の持続可能性への懸念は、中期的な世界経済のリスクと考えられる。

世界経済の リスク



感染症の再拡大による不確実性の高まり: 感染の再拡大を受け、一部で経済活動への再制限が行われる中で、先行きの不確実性が高まり、家計消費や企業の設備投資、新規雇用に長期的な影響が続く可能性。設備投資の抑制や労働保蔵は生産性を中長期的に下押し。



通商問題の動向と国境間の人の往来への影響: 新興国等での感染症再拡大の状況によっては国境間の人の往来の回復に時間を要する可能性。通商問題の貿易への影響や、人流の制約は世界経済全体の回復に重し。



先進国の財政状況の悪化、新興国・途上国の公的債務累積に伴う国際金融資本市場への波及: 危機対応としての財政支出は不可避であったが、(i) 経済活動の停滞が長引き、先進国の財政状況の悪化が続けば、中期的には持続可能性が懸念、(ii) 新興国・途上国の一部では感染症拡大が抑えられていないなか、世界経済の停滞も背景にした公的債務対GDP比の上昇が国際金融資本市場での資金の流れに影響することが懸念。

第2章 主要国の政策対応 【① 概観・特徴】

経済の回復状況に鑑み、政策の趣旨は経済活動抑制の影響の緩和から、再開の後押しに段階的に比重を移してきた。感染症再拡大を受け、当初の予定より延長したり、いったん終了した政策を再開する例もみられる。また、経済活動が抑制されていた時期から、危機後を見据え変革を促す諸施策が導入されてきている。

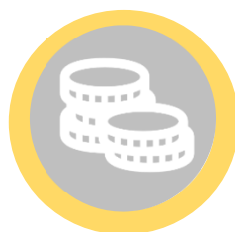
経済活動抑制期 経済活動再開期 危機後			
政策対応	政策の実施時期		政策の概要
経済活動抑制の影響を緩和するための政策	- 迅速な対応 - 遡り適用 	- 時限措置が中心 - 延長されるものが多い	【趣旨・目的】 - 経済活動抑制措置（※）の影響が大きい企業や家計の影響緩和 - 生産活動再開に備えた生産能力の維持 【対象】 - 企業・家計。経済活動抑制措置で影響を受けた企業・家計に限定せず、政策対象とする要件を緩やかに設定する場合もある 【特徴】 - 既存の制度の拡充・強化による迅速な政策対応
経済活動再開を後押しするための政策	経済活動抑制の影響を緩和するための政策の継続が多いが、当初の政策の対象範囲や金額を縮小したり、企業に再開のインセンティブ付をする場合がある 	- 感染症再拡大の場合は、再開を後押しするための政策から、抑制の影響を緩和するための政策に戻ることもある - 経済の回復状況に応じて実施	【趣旨・目的】 - 家計消費や企業の設備投資を広範に刺激 - 生産活動再開の後押し 【対象】 - 企業・家計。抑制期に導入された政策を継続しつつも、要件を絞る（ニーズがある者や分野を明確化・具体化）場合もある 【特徴】 - 政策の段階的な縮小を前もって設計する事例あり
危機後を見据えた経済社会の変革を促すための政策	抑制期から計画・導入 		【趣旨・目的】 - 危機後の新しい経済社会に向け、気候変動対応やデジタル化に向けた投資を支援し、イノベーションを促す。職業訓練を強化し、スタートアップを促進。 【対象】 企業中心（個人の労働供給に係る政策もある） 【特徴】 - 感染症拡大前からのプログラムを拡充・強化する例もある

（※）経済活動抑制措置とは、店舗・施設の閉鎖や外出、移動の制限措置を指す。

第2章 主要国の政策対応 【① 概観・特徴】

かつてない規模の政策対応

- ✓ 世界全体の経済対策規模は約12兆ドル(約1,300兆円)で対GDP8.5%(IMF、10月13日時点)
- ✓ 国別は下図参照。



	金額	対 GDP 比
日本	約 233.9 兆円	42%
アメリカ	約 3.3 兆ドル (約 355 兆円)	15%
英国	約 5,695 億ポンド (約 80 兆円)	26%
フランス	約 5,900 億ユーロ (約 72 兆円)	24%
ドイツ	約 1.3 兆ユーロ (約 155 兆円)	37%
イタリア	約 6,112 億ユーロ (約 75 兆円)	34%
カナダ	約 4,529 億加ドル (約 37 兆円)	20%

(備考)各国政府公表資料をもとに内閣府において集計。

主要国の政策対応



迅速かつ包括的な対応

- ✓ 遡りの対応も含め各国は3月中に財政・金融両面で数次の対応策を講じる
- ✓ 財政金融政策に加え、規制緩和も含めた包括的な対応
＜規制緩和の例＞
遠隔医療(米・仏)や大手銀行に対するレバレッジ規制の緩和(米)
- ✓ 既存の政策の拡充や、世界金融危機時の政策の再開などもみられる
＜既存政策を拡充した例＞
失業手当拡充(米)、操業短縮制度拡充(独)、一時帰休制度拡充・審査短縮化(仏)等
＜世界金融危機時の政策の再開の例＞
中央銀行の資産買取プログラム(米)



新たな取組の開始 (例)

- ✓ 政府と連携して中央銀行が中小企業向け金融仲介を開始(米)
- ✓ 雇用維持制度の導入(英)
- ✓ 緊急復興措置として復興基金の創設、欧州委員会に起債権限を付与(EU) ※ 赤字部分は詳細を後述。

第2章 主要国の政策対応 【② 主な内容】

企業支援

- 中小企業向け給付
- 補助金
- 家賃支払い猶予・免除
- 付加価値税・所得税納税猶予・減免
- 信用保証供与
- 融資（スタートアップ支援を含む） など

家計支援

- 個人・世帯向け現金給付
— 全国民（個人・世帯）に対して所得制限等なく給付したのは、主要国では日本及び韓国のみ。
- 失業手当の拡充
- 家賃支払い・学生ローン返済猶予
- 付加価値税率引下げ
- 外食補助 など



雇用関係の維持の支援

- **雇用維持制度**（休業中の雇用者の給与補助）
- 復職支援給付
- 社会保険料の企業負担分の減免
- **雇用維持を条件とした融資の返済免除** など

成長戦略

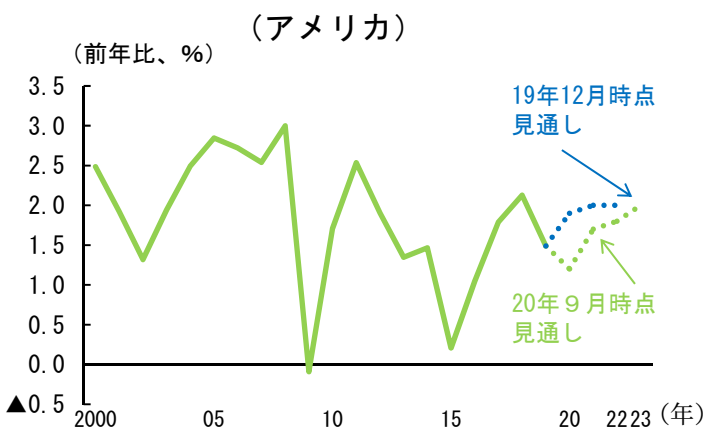
- **スタートアップ支援融資**（再掲）
- ドイツ
 - 水素国家戦略の推進、AI戦略推進、量子技術の研究開発支援
- フランス
 - 将来のテクノロジーへの投資（先端技術開発支援、国内生産回帰）、生産活動に係る税の減税、グリーンテクノロジー開発支援
- **EU** など

※ 赤字部分は詳細を後述。 8

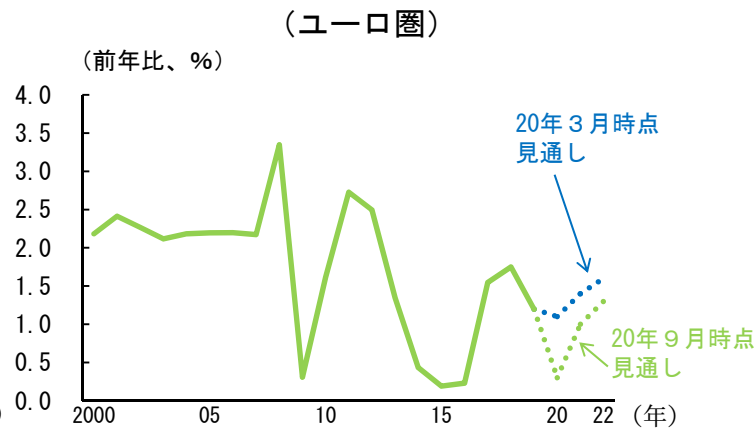
第2章 主要国の政策対応 【③ 金融政策とその効果】

主要国の物価見通しは、感染症拡大前の見通しと比較し、20年は1%ポイント前後の大幅な低下となり、22年においても低い上昇率となる見込み。各中央銀行は、金融緩和措置を実施し、バランスシートは急拡大。

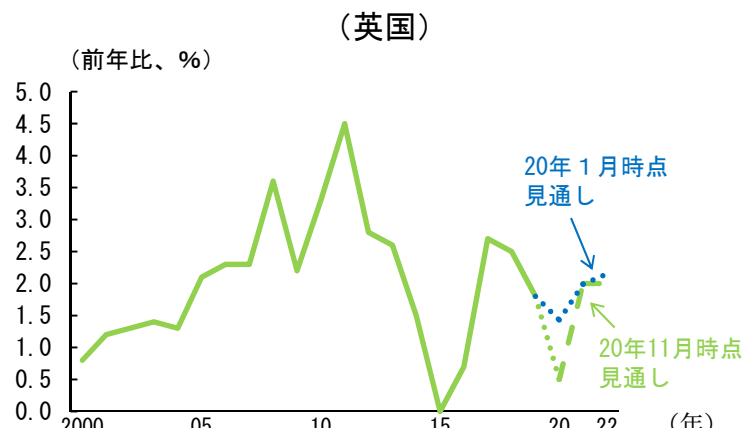
(1) 物価の動向



(備考) アメリカ商務省より作成。
20年以降は、FOMC会合参加者による見通し。

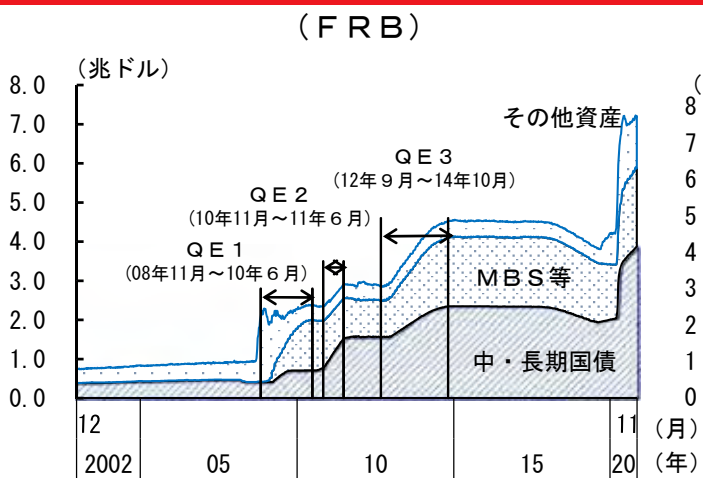


(備考) ユーロスタットより作成。
20年以降はECBスタッフによる見通し。

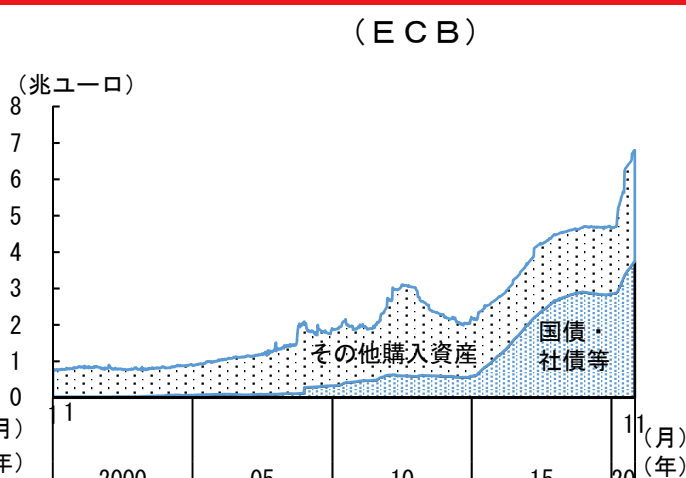


(備考) 英国統計局より作成。
20年以降はBOEによる見通し（各年の第4四半期の見通しを示す）

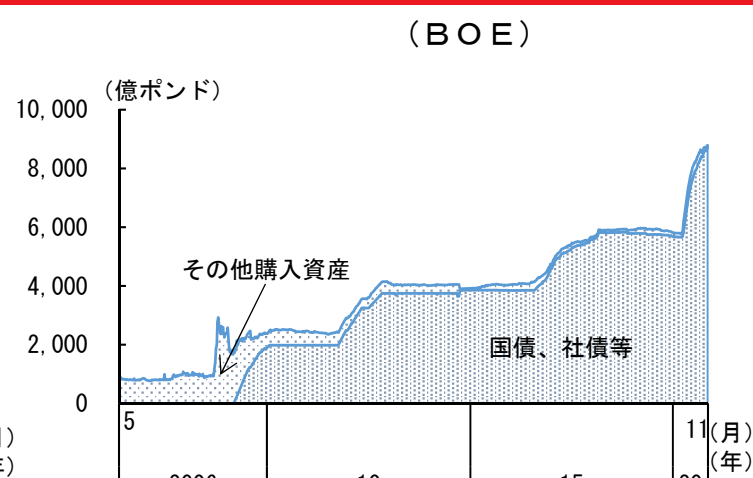
(2) 中央銀行のバランスシート



(備考) FRBより作成。



(備考) ECBより作成。

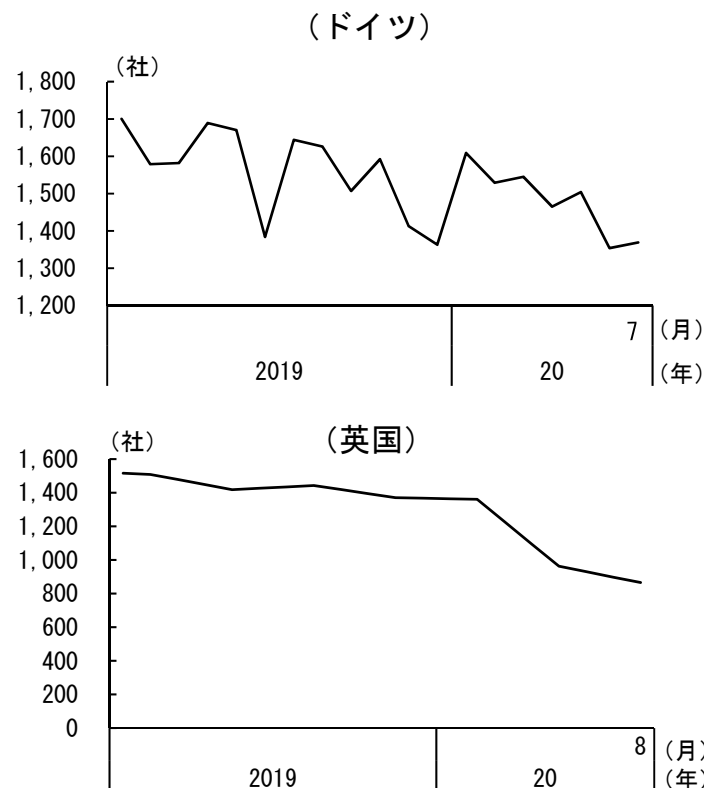
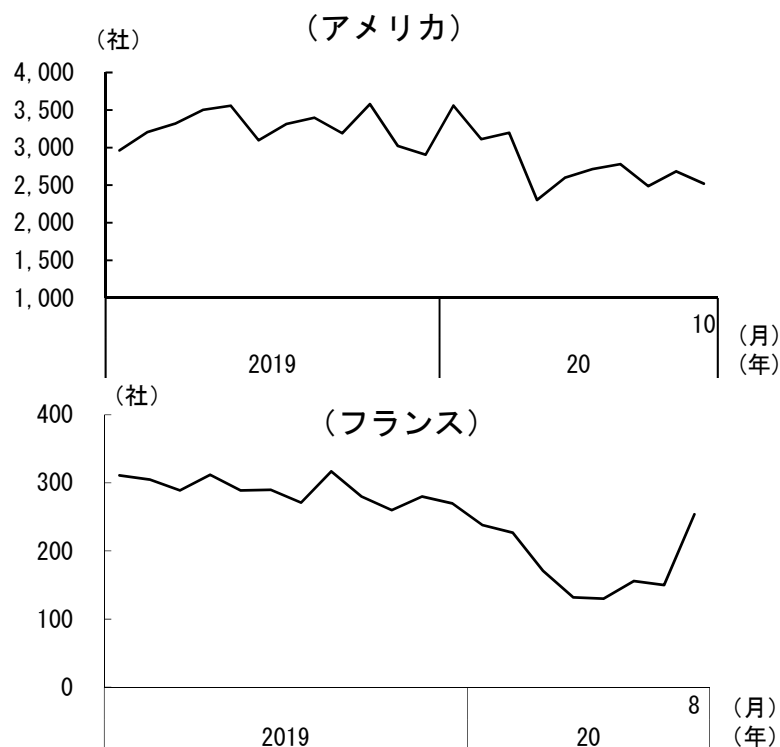


(備考) BOEより作成。

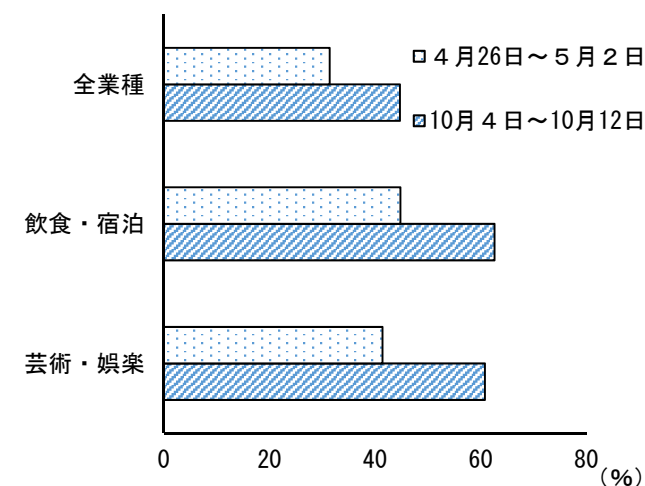
第2章 主要国の政策対応 【④ 企業支援策と企業の動向】

- ✓ 今回の危機で需要減の影響が大きい分野には中小企業が多く、また、中小企業の特徴として、①手元流動性制約や借入制約がある、②サプライチェーンでの取引相手が限定され、代替が効きにくい点が挙げられる。
- ✓ 中小企業に流動性を供給するための手段には、信用保証の供与や融資、給付金に加え、固定費の削減を目的とした、家賃や電気料金の支払及び納税の猶予や減免などがある。
- ✓ 主要国の倒産件数は、感染拡大前の水準を上回っているわけではなく、むしろ減少に転じている国もある。背景には、経済活動抑制措置下で裁判所の手続きが遅れたことや、政策の効果（アメリカの中小企業向け融資、英国の家賃猶予及びフランス・ドイツの破産申立停止措置）が指摘されている。なお、中小企業の景況感のサーベイ結果では、今後の見通しに関して楽観視はしていない状況がうかがえる。

(1) 主要国の企業倒産件数



(2) アメリカ:中小企業による今後の見通し
：事業が1年前と同水準に戻るまでに
6か月以上かかると予想する企業の割合



(備考) アメリカ破産協会、アメリカ商務省、ドイツ連邦銀行、フランス国立統計経済研究所、英国政府より作成。

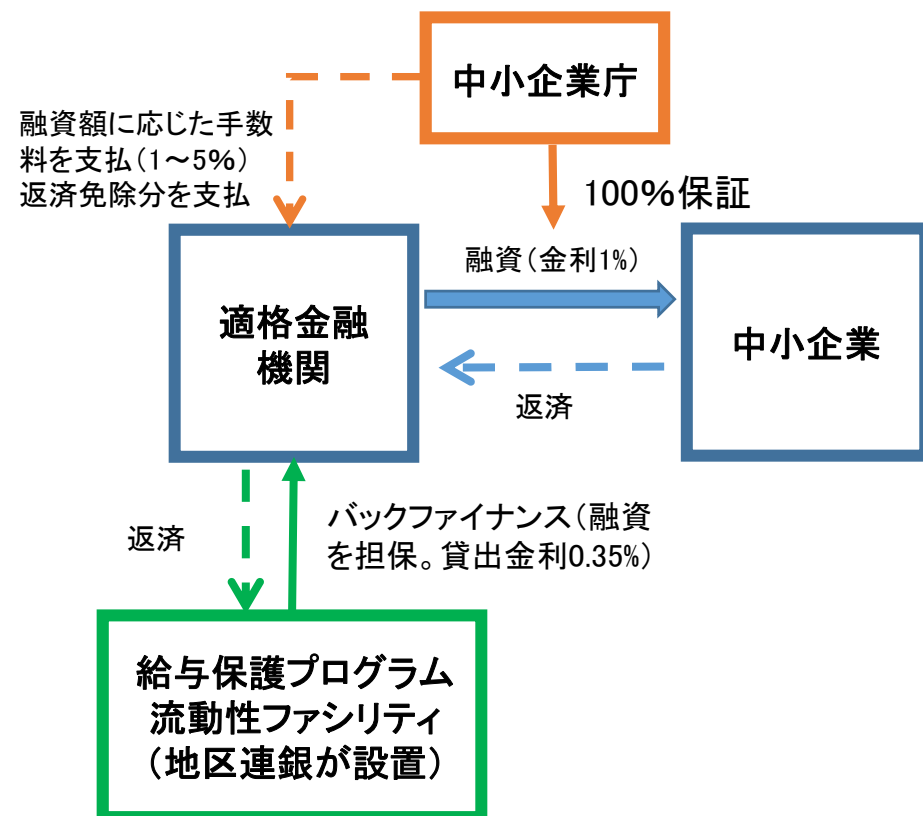
第2章 主要国の政策対応 【④ 企業支援策と企業の動向】

大規模な中小企業支援策の例: アメリカの給与保護プログラム

(Paycheck Protection Program: PPP)

- ✓ 人件費、不動産ローン、家賃・リース契約、共益費支払い(2/15以降発生分)のため、民間金融機関が中小企業に融資を提供。
- ✓ 条件を満たせば全部または一部が返済免除(中小企業庁(SBA)が貸し手である民間金融機関に対し、免除分の金額を支払)。融資枠6,590億ドル(約72兆円)、うち申請期限(8月8日)までに5,250億ドル(約57兆円)を承認。
- ✓ 地区連銀はPPP下で融資を行う金融機関に対し、当該貸出を担保にバックファイナンスを行う取組みを開始。これにより、大手金融機関より資金調達コストが高い金融機関も貸し手としてプログラムに参加しやすくなり、PPPの機能強化につながっている(8/31時点で融資残高682億ドル)。

PPPの資金の流れ



事業者側から見たPPPの仕組み

借入可能な額	返済免除が可能な額	免除を受けた場合の返済額
直近1年間の人件費(給与、諸手当等)の2.5か月分(上限1,000万ドル(約11億円))	融資を受けてから24週以内の人件費、不動産ローン、家賃・リース契約、共益費の支払額	差額+利子年1%
対象は従業員数500名以下の企業や個人事業主・自営業者など	融資額の60%以上を人件費支払に充て、かつ12月末時点で全従業員の雇用を維持していれば、返済免除(一部従業員の雇用維持なら返済額減免)	- 返済期間5年 - 差額が0以下であれば、返済不要

第2章 主要国の政策対応 【④ 企業支援策と企業の動向】

(PPPに係るアメリカ国内での指摘)

- ✓ 4月時点で、ムニューシン財務長官らは「PPPにより3千万人以上の勤勉なアメリカ人の雇用が守られた」との声明を発表。
- ✓ 6月に返済免除の要件である人件費支払比率が引き下げられ(75%→60%)、使途として人件費支払に充てられる期間が延長された(8週→24週)こと【返済免除要件の緩和】から、企業が融資額を給与支払以外の用途に充て、レイオフ期間が年末まで長期化するとの懸念。
- ✓ プログラム終了時に、現在融資を受けている企業の雇用がどの程度維持されるのかが鍵。
- ✓ 返済免除の要件のひとつである「全従業員の雇用を維持」はフルタイム換算での人数が一致すればよく、同一人物である必要はない。こうした制度の下、中長期的な人的資本の維持にどの程度つながるのか、有識者からの問題提起がある (Autor et al, 2020)。

主要国における企業支援策 (まとめ)

3/12 活動制限開始 (NY州の措置) ← → 5/15 再開 (NY州の措置)

アメリカ		～3月	4月	5月	夏	年末	2021年～	現状
企業支援	給与保護プログラム 【予算規模: 6,590億ドル】		4/3		6月末	8/8		申請期間終了
	同プログラムのバックファイナンス 【融資枠は6,590億ドル】		4/9		申請期限延長 [7/4]	利用期限は12月まで 9月末	延長 [7/28]	
	中小企業等向け融資債権の買取 【融資枠は6,000億ドル】		4/9			9月末	延長 [7/28]	実施中
	※地区連銀と財務省が設置したSPVが、民間金融機関から、中小企業等(従業員1万5千人以下もしくは2019年の年間売上高が50億ドル以下の企業)向けの融資の95%を購入。 民間金融機関はSPVに手数料100bpを支払(融資額が25万ドル未満の場合は手数料免除)。 1件当たりの融資額の下限10万ドル、融資期間5年、最初の2年は元本返済猶予が可能。						融資額の下限を25万ドルから10万ドルに引下げ [10/30]	
航空会社等向け補助金 【予算規模: 320億ドル】		3/27			財務省が航空会社等に対し実施	9月: 財源が無くなるまで		終了

財政政策による措置 連銀等による措置

第2章 主要国の政策対応 【④ 企業支援策と企業の動向】

3/10 活動制限開始
(国全体の措置)

4/20 再開
(国全体の措置)

11/2 活動制限開始
(国全体の措置)

11/30制限終了
(予定)

ドイツ

～3月

4月

5月

夏

年末

2021年～

現状

企業支援

小規模事業者向け給付
【予算規模：500億ユーロ】
※従業員5(10)人以下の事業者：3か月最大9,000(15,000)ユーロ(約110(180)万円)

3/30

5/31

倒産リスクや流動性ボトルネックに直面する10人以下の事業所

中小企業向け給付
【予算規模：250億ユーロ】
※売上減少額に応じ3か月15万ユーロ(約1,830万円)(6～8月)、4か月20万ユーロ(約2,440万円)(9～12月)を上限。21年1～6月の詳細は今後公表。

売上が一定以上減少した中小企業(6～8月分)

支給対象期間の追加(9～12月：4か月分)

支給対象期間の追加(1～6月：6か月分)

延長期間中

11月臨時経済支援
【予算規模：100億ユーロ】
※休業要請対象業種等の事業者：前年同月の平均売上高の75%(100万ユーロ(約1.2億円)を上限)

実施中

経済安定化基金
※信用保証(4,000億ユーロ)、出資(1,000億ユーロ)、低利融資(1,000億ユーロ)

3/27

21年末

(従業員249人以上等の要件を満たす企業に融資等を実施)

実施中

3/20 活動制限開始
(イングランドの措置)

5/11 再開
(イングランドの措置)

11/5 活動制限再開
(イングランド)

12/2 制限終了(予定)

英国

～3月

4月

5月

夏

年末

2021年～

現状

企業支援

小規模事業者向け給付
(小売・観光・娯楽業)
※課税評価額に応じ1万ポンド(約140万円)又は2.5万ポンド(約350万円)

4月

(単発)

終了

中小企業向け貸出の実行確保
※BOEが、銀行や住宅金融組合に対して満期10年の長期資金を融資

3/10

21年3月

満期10年の長期資金を政策金利で融資
(※金融機関が20年末時点の融資額を19年末より減少させると、金融機関からBOEに返済する際の利子率が上昇)

実施中

財政政策による措置

中央銀行による措置

■ 第2章 主要国の政策対応【⑤ 雇用支援策と労働市場の動向】

危機下での雇用支援策には、一時帰休中の雇用者への給与補助や復職支援給付、給与税や社会保険料の企業負担分の猶予、雇用維持を返済免除の条件とする事業者への融資などがある。また、雇用されていた人への支援として、失業保険給付の拡充も行われている。

➤ ここでは今回多くの国で広く活用されている雇用維持制度に注目して紹介する。

欧州における雇用維持制度の活用状況

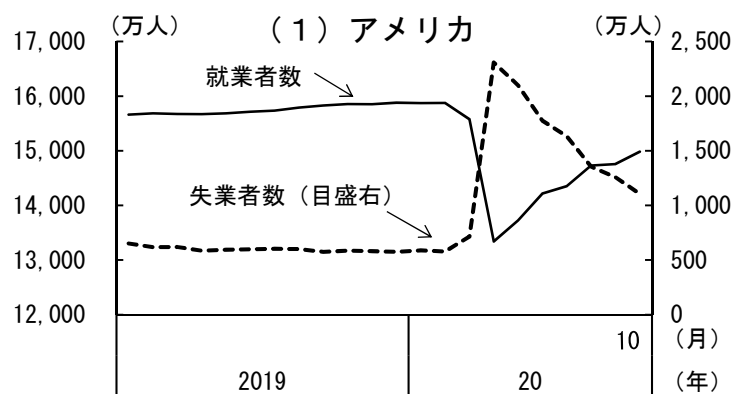
	申請労働者数	(参考)就業者数	予算枠	執行額
ドイツ	1,285万人 _(10月時点)	4,214万人 _(9月時点)	—	—
フランス	1,400万人 _(7月6日時点)	2,707万人 _(9月時点)	240億ユーロ _(約2.9兆円)	170億ユーロ _(約2.1兆円) (5月末時点)
英国	960万人 _(10月18日時点)	3,251万人 _(9月時点)	540億ポンド _(約7.6兆円)	414億ポンド _(約5.8兆円) (10月18日時点)
(参考)アメリカ	—	1億4,981万人 _(10月時点)	6,590億ドル _(約72兆円)	5,250億ドル _(約57兆円) (8月8日時点)

(備考) ドイツは従業員操業短縮手当、フランスは一時帰休手当、英国はコロナウイルス雇用維持スキーム、アメリカは給与保護プログラムについて記載。

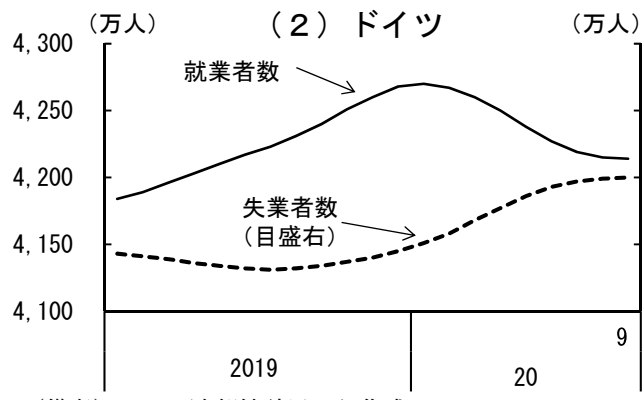
第2章 主要国の政策対応【⑤ 雇用支援策と労働市場の動向】

- ✓ 経済活動が抑制されていた時期には、アメリカで失業者数が急増したがドイツや英国では相対的に緩やかな上昇にとどまった。こうした違いは、各国の雇用制度の違いに加え、ドイツや英国では企業が雇用を維持するための支援策が行われたのに対し、アメリカでは雇用支援策として失業保険給付の拡充が行われたことにもよると考えられる。
- ✓ 経済活動再開以降は、アメリカでは失業者数は減少したものの高止まりしている。ドイツ・フランス・英国では、夏までは失業者数の大幅な増加はみられないが、政策支援の終了後は失業者が増加していく可能性もある。

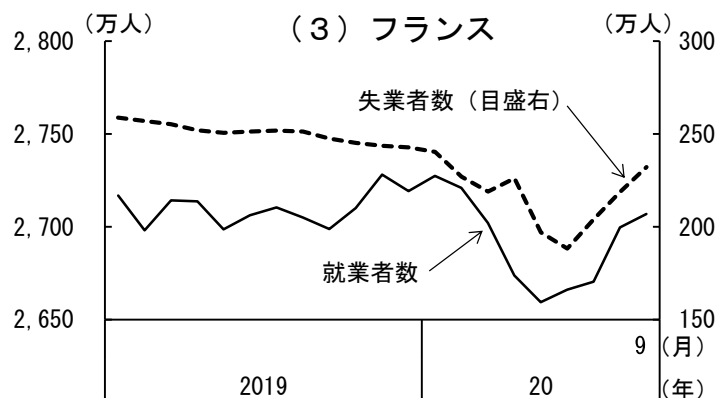
主要国における就業者数・失業者数の推移



(備考) アメリカ労働省より作成。

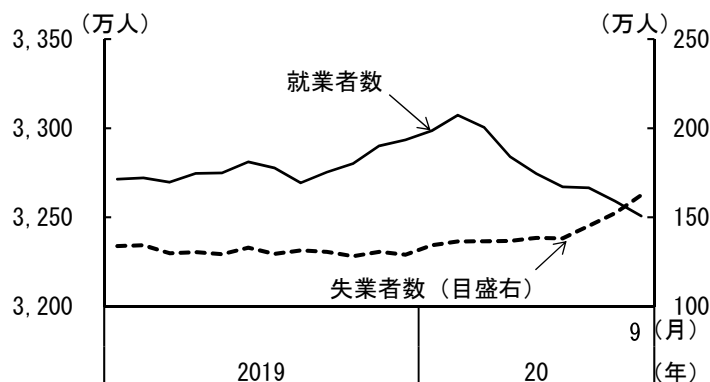


(備考) ドイツ連邦統計局より作成。



(備考) ユーロスタットより作成。

(4) 英国



(備考) 英国統計局より作成。

主要国における労働市場の動向

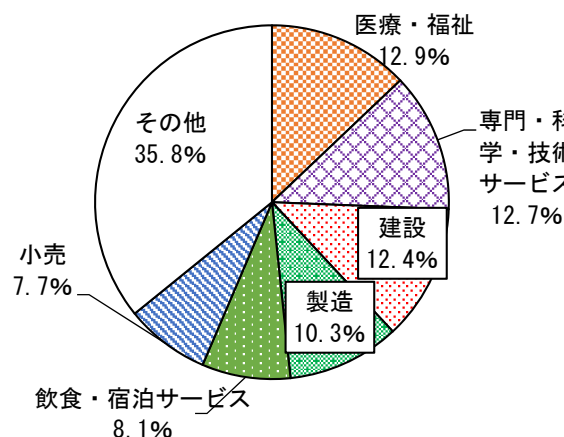
	就業者数	失業者数	非労働力人口
アメリカ	2月→4月: ▲2,536万人 4月→10月: +1,640万人	2月→4月: +1,729万人 4月→10月: ▲1,202万人	2月→4月: +833万人 4月→10月: ▲336万人
ドイツ	2月→9月: ▲53万人	2月→9月: +42万人	—
フランス	2月→5月: ▲62万人 5月→9月: +48万人	2月→5月: ▲30万人 5月→9月: +35万人	2月→5月: +7万人
英国	2月→9月: ▲57万人	2月→9月: +26万人	2月→9月: +47万人

(備考) フランスの非労働力人口は、データストリームより作成。

■ 第2章 主要国の政策対応【⑤ 雇用支援策と労働市場の動向】

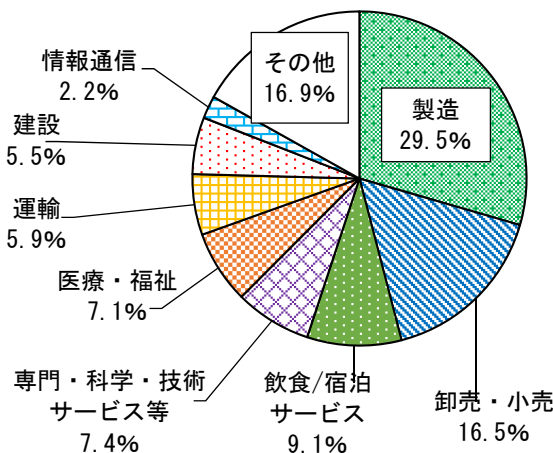
- ✓ 欧州各国を中心に、多くの国で雇用維持制度が活用された。経済活動が落ち込んだ時に解雇対象となりやすい非正規労働者にも拡充された国がみられる（例：ドイツは派遣労働者について3月～年末まで拡充して適用。但しミニジョブ（月額450ユーロ以下か契約期間が2か月以下）は対象外）。
- ✓ これらの制度はいずれも雇用契約維持のインセンティブを企業に与えるとともに労働者の生活を支え、経済活動抑制措置終了後早期に経済活動を再開させるために効果的。レイオフの急増を避けることができ、企業にとってニーズ（＝休業時間の長さ）に比例した労働コストの削減となるため、コストベネフィットが高いとの評価もある。
- ✓ 但し長期間継続すれば、需要回復が当面見込まれにくい部門からの労働の移動を遅らせる可能性。
- ✓ 雇用維持制度をいつ終了するかは難しい問題だが、英国のように縮小に向けたタイムテーブルを公表する方法は、企業の不確実性を軽減するとの評価がある（次スライド参照）。
- ✓ 多くの国で同制度の利用率が高く、利用されたセクターの構成は国によって多様だが、経済活動が抑制されることで影響が大きかった業種で多用された（下図）。

(1) アメリカ
：給与保護プログラム承認融資額の業種別内訳



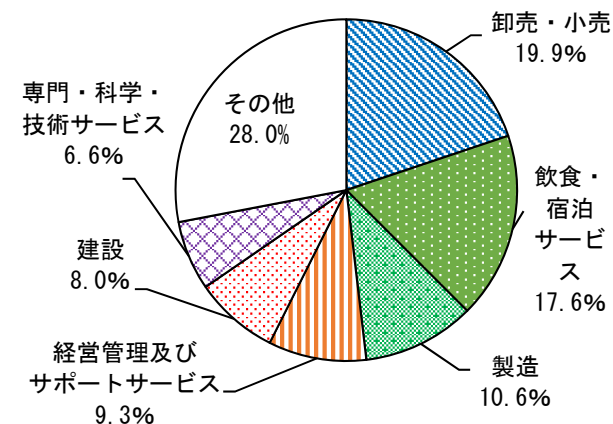
(備考) 1. アメリカ中小企業庁より作成。
2. 20年8月8日までの申請を対象。

(2) ドイツ
：従業員操業短縮申請者の業種別内訳



(備考) 1. ドイツ連邦雇用庁より作成。
2. 20年5月までの申請を対象。

(3) 英国
：コロナウイルス雇用維持スキーム業種別内訳



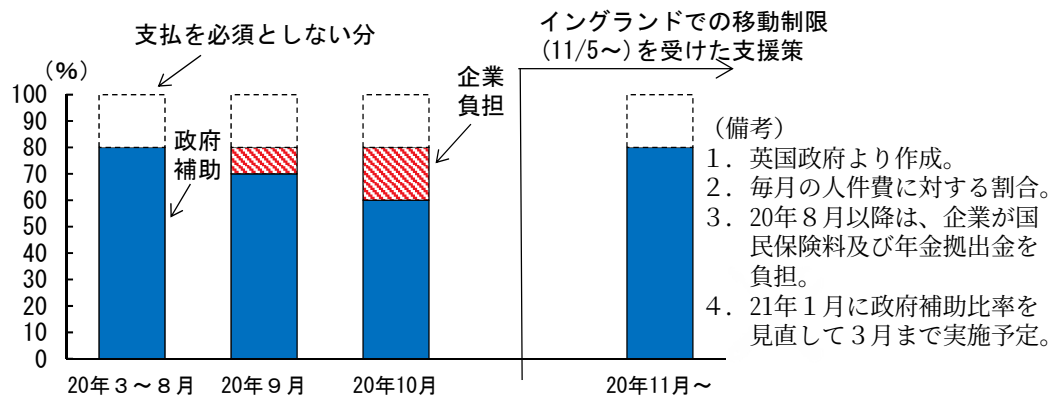
(備考) 1. 英国政府より作成。
2. 20年7月31日までの申請を対象。

第2章 主要国の政策対応【⑤ 雇用支援策と労働市場の動向】

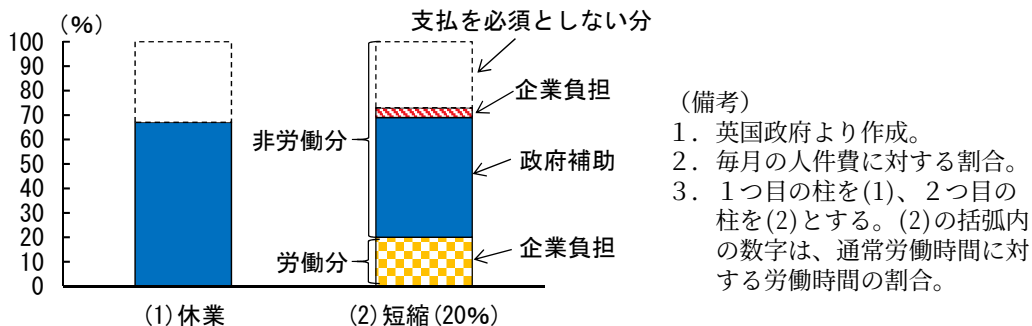
段階的な政策支援の縮小の例：英国の雇用支援制度

- ① 英国では、コロナウイルス雇用維持スキームを新設し3/1～適用。予算規模540億ポンド(約7.6兆円)。従業員の雇用を維持している企業に対し、一時休業中の従業員の毎月の人件費の80%を補助。
- ② 9月以降、企業が人件費の10%を支払うことを条件に、人件費の70%を補助。10月以降、企業が人件費の20%を支払うことを条件に、人件費の60%を補助。11月5日からイングランドで移動制限が行われることを受け、11月以降は人件費の80%を補助(21年1月に補助比率を見直し予定)。
- ③ 雇用維持スキーム終了(21年3月末)後、(1)休業要請等で働くことのできない従業員の人件費の2/3を補助、(2)短縮労働時間で職場復帰した従業員が、通常の労働時間の少なくとも20%働くことを条件に、非労働時間分の賃金の5%を雇用者が支払い、61.67%を国が補助する雇用支援スキームを導入予定。

①・② 雇用維持スキームの運用



③ 雇用支援スキームの運用



(英国の雇用維持スキームに関する指摘)

- ✓ 4月の申請開始にスナク財務大臣は、制度により「英国全土で数百万の雇用が守られるだろう」と発言。
- ✓ 企業の制度乱用に対する懸念が指摘(例えば在宅勤務が容易な職種では、労働者に在宅勤務をさせながら、企業は一時休業中として補助金を受給する可能性)。

※ 6月までは補助対象の従業員のパートタイム勤務は認められていなかった。

- ✓ 休校や各種のケアサービスの利用制約から、女性のほうが休業からの復職が困難とされている。制度の段階的な縮小は、職種(在宅勤務の容易さ)や世帯の状況(育児や介護を行っているか)に応じ柔軟であるべきとの指摘。

(出所) Andrew et al. (2020), Adams-Prassel et al. (2020)

第2章 主要国の政策対応【⑤ 雇用支援策と労働市場の動向】

各国における雇用支援策（まとめ）

3/10 活動制限開始（国全体の措置） ←→ 4/20 再開（国全体の措置）

11/2 活動制限開始（国全体の措置） ←→ 11/30制限終了（予定）

ドイツ		～3月	4月	5月	夏	年末	2021年～	現状
雇用支援	従業員操業短縮手当の拡充	3/1		5/15		年末	21年末	実施中
	失業手当の給付期間延長			5月		年末		実施中

ドイツの雇用支援策詳細

従業員操業短縮手当の拡充

- 支給額（賃金減少額の60%）
- 支給要件（時短を適用する従業員数）の引下げ（1/3→10%）
- 支給が一定期間を超えると支給額増額（賃金減少額の70%・80%）
- 対象期間の延長（20年末→21年末）[8/25]

失業手当の給付期間延長

- 5～12月に給付期間が終了する者に対し、3か月給付延長

3/20 活動制限開始（イングランド） ←→ 5/11 再開（イングランド） 11/5 活動制限開始（イングランド） ←→ 12/2 制限終了（予定）

英国		～3月	4月	5月	夏	年末	2021年～	現状
雇用支援	①一時帰休中の従業員への給与補助	3/1に遡って補助		6/31まで延長 [4/17]	7/31まで延長 [5/12]	8/31まで延長 [5/29]	80% 上限月額 2,500 円	延長期間中
	②休業要請等で事業が継続できなくなった企業の従業員への給与補助						①終了後 人件費の2/3 後日公表	実施予定
	③労働時間を短縮している従業員への給与補助						①終了後 非労働時間分の人件費の61.67% 企業5%	実施予定
	④一時帰休後の従業員の復帰支援給付						1人当たり 1,000 円	実施予定（時期未定）

英国の雇用支援策詳細

①一時帰休中の従業員への給与補助

- 人件費の80%、上限月額2,500円
- 3/1に遡って補助
- 国負担分（及び上限）を減額して延長 同時に企業負担を要求 [5/29公表]
- 国負担分（及び上限）を増額して延長 [10/31、11/5公表]
- 8/31まで延長 [5/29]
- 7/31まで延長 [5/12]
- 6/31まで延長 [4/17]
- 9/30 70% 企業10%
- 10/31 60% 企業20%
- 80% 上限月額 2,500 円
- 21年3月末

②休業要請等で事業が継続できなくなった企業の従業員への給与補助

- 感染拡大抑制策（国や地方自治体からの休業要請等）で事業が継続できなくなった者 [10/9公表]
- ※開始時期の延期（当初は11月～） [10/31、11/5公表]
- ①終了後 人件費の2/3 後日公表
- 上限月額 2,100 円

③労働時間を短縮している従業員への給与補助

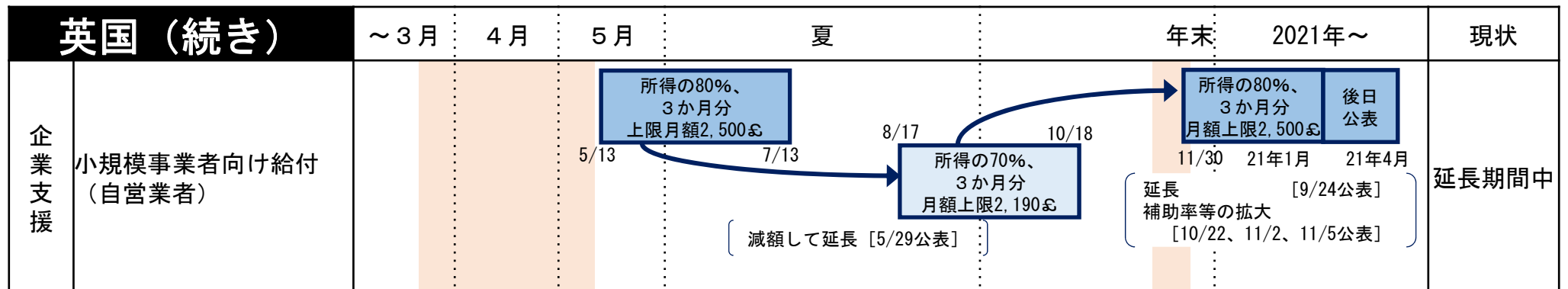
- 労働時間を短縮した者 補助率等の拡大 [9/24公表]
- ※開始時期の延期（当初は11月～） [10/31、11/5公表]
- ①終了後 非労働時間分の人件費の61.67% 企業5%
- 上限月額 1,541.75 円

④一時帰休後の従業員の復帰支援給付

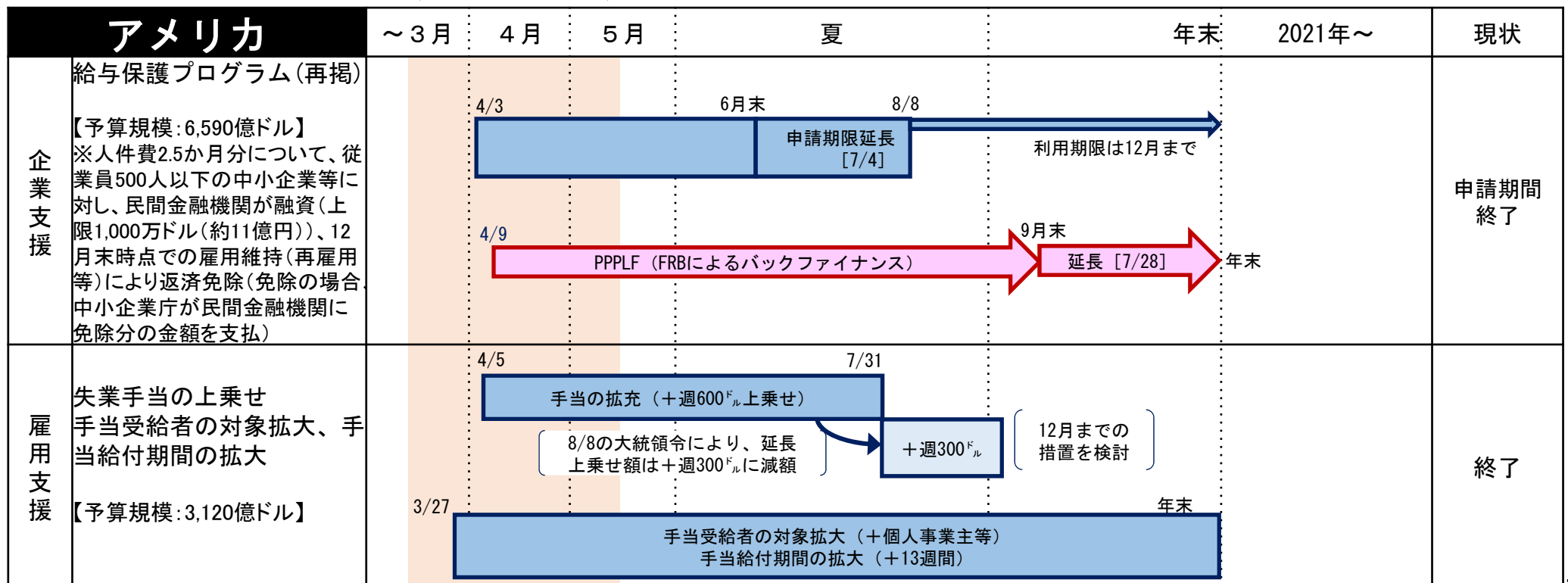
- ①終了後雇用を維持した場合、一時金給付 [7/8公表]
- ※開始時期の延期（当初は21年2月～） [11/5公表]
- 1人当たり 1,000 円

第2章 主要国の政策対応【⑤ 雇用支援策と労働市場の動向】

3/20 活動制限開始（イングランド） ← 5/11 再開（イングランド） 11/5 活動制限開始（イングランド） → 12/2 制限終了（予定）



3/12 活動制限開始（NY州の措置） ← 5/15 再開（NY州の措置）



財政政策による措置 中央銀行による措置

第2章 主要国の政策対応【⑥ 経済社会の変革を促す政策】

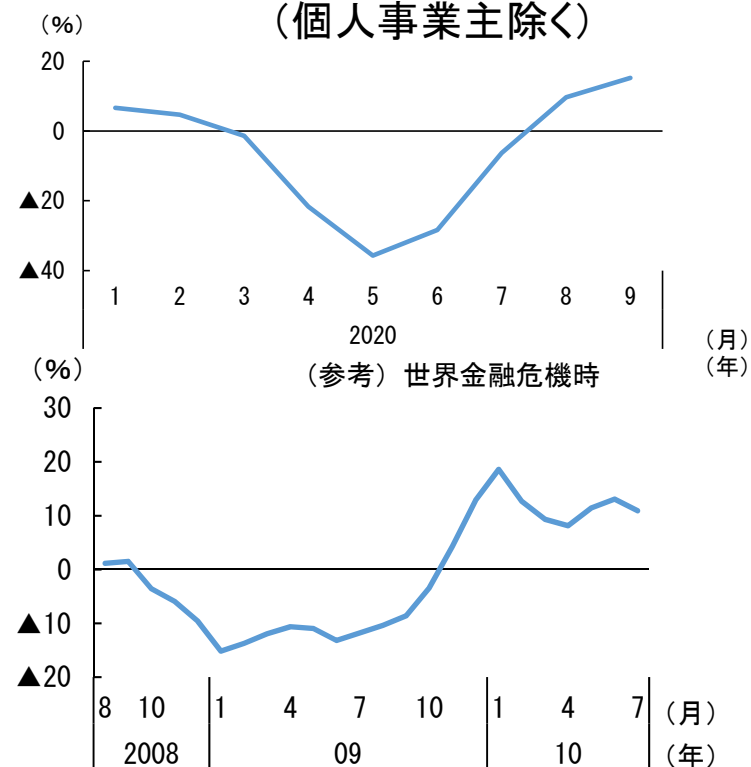
欧州各国のスタートアップ支援策

- ✓ 経済を回復させるために、中長期の視点から、生産性の高い部門へのリソースの再配置の促進や、新たな技術革新を通じた生産性の向上を図り、経済社会の変革を加速させる政策も打ち出されている。
- ✓ 欧州では、経済成長の促進と雇用機会の創出の観点から、各国政府がスタートアップ企業に対して、資金提供をはじめとする各種支援措置を実施している。
- ✓ フランスでは、7-9月の起業件数(個人事業主除く)が累計で前年比+15.2%と増加している。個人事業主を含む総数でみると部門別では、飲食・宿泊サービスに加え、製造業や建設業での増加が目立つ。フランス政府は3月にスタートアップ支援措置を公表しており、こうした支援が起業の増加につながることが期待される。

欧州主要国の支援施策

国名	規模	主な内容
ドイツ	20億ユーロ (約2,400億円)	➤ コロナ・マッチング・ファシリティを通じた資金提供(出資) ➤ 地方機関を通じた資金提供(出資)
フランス	40億ユーロ (約4,900億円)	➤ 公的投資銀行を通じた資金提供(転換社債) ➤ 信用保証 ➤ 税還付の早期化 ➤ 補助金の即時支給
英国	12.5億ポンド (約1,800億円)	➤ 未来基金を通じた資金提供(融資) ➤ 研究・開発を行う企業への融資・助成

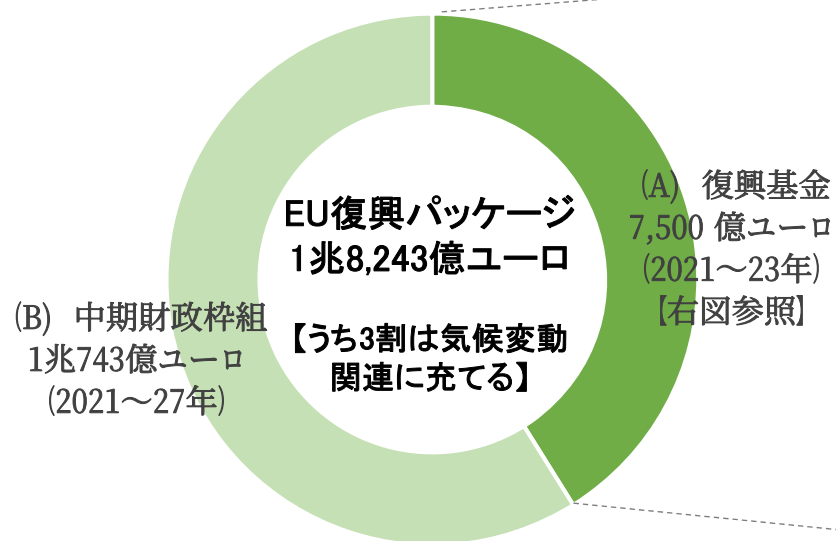
フランスの起業件数(前年比) (個人事業主除く)



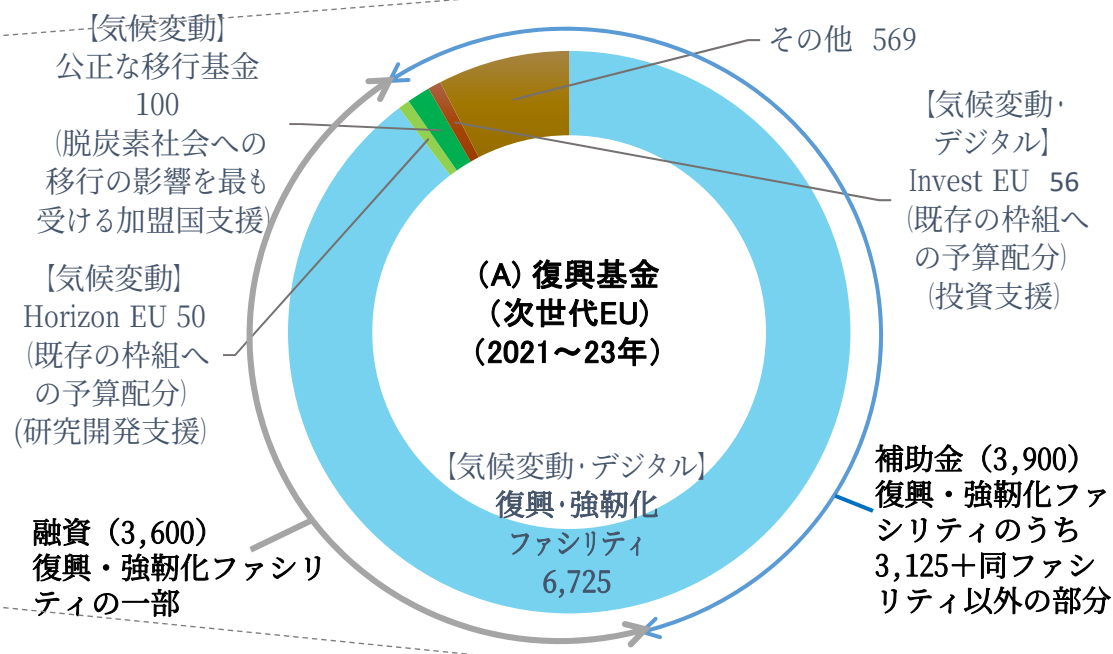
■第2章 主要国の政策対応【⑥ 経済社会の変革を促す政策】

- ✓ EUでは、復興パッケージとして、既に編成されていた中期財政枠組(MFF)とは別に、「次世代EU(NGEU)」と呼ばれる臨時予算である復興基金を編成。気候変動関連やデジタル関連の取組みを重点課題と位置づけ。
- ✓ NGEUの目的は需要回復支援に加え、域内全体の潜在成長力を高め、経済構造の強靱化を計ることとされている。

(1) 復興パッケージ全体像



(2) 復興基金の構成 (単位: 億ユーロ)



(A)復興基金については、
・欧州委員会が債券を発行し、金融市場から資金を調達。返済は2058年まで。

・返済に充てられる財源として、2021年からプラスチックごみ税、23年から国境炭素税とデジタル税を導入予定。

(B)中期財政枠組については、

・加盟各国からの拠出金やVATの一定割合を財源とする。

復興・強靱化ファシリティについては、

・実際の使途については、各国は21～23年の3か年計画を策定し、欧州委員会の承認を受ける。

・補助金分の70%は21～22年に、残り30%は23年に各国に分配される。
※ 21～22年に分配分: 2015～2019年の失業率、生活水準、人口比に基づく。

23年に分配分: 20年の実質GDP低下、20～21年の実質GDP変動、生活水準、人口比に基づく。

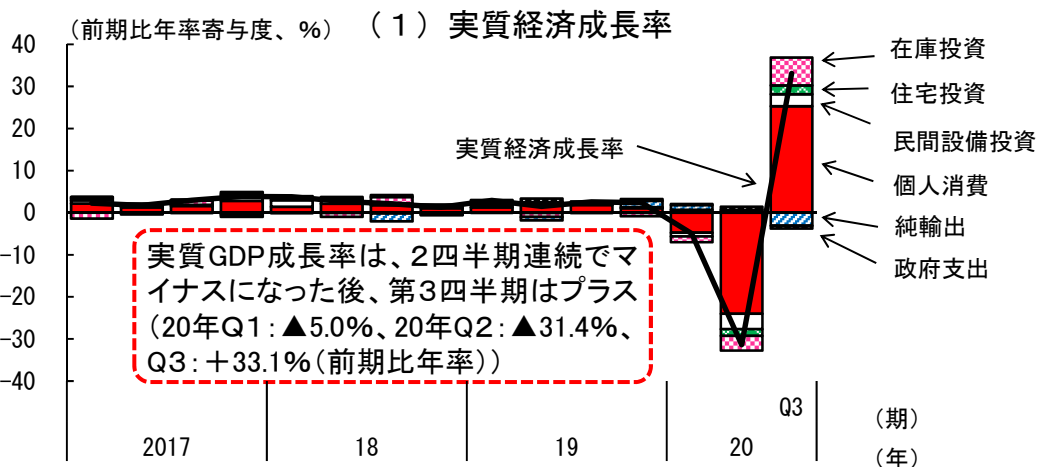
潮流2020 I のメッセージ

- ✓ 先進諸国やアジア地域の経済活動は、感染症拡大による大幅な落ち込みから上向いてきたが、欧米ではこのところ感染症再拡大の動きもみられ、回復の持続には政策による継続的なサポートが不可欠である。
- ✓ 各国が感染症の影響による落ち込みから、比較的迅速に回復してきたのは、経済活動を段階的に再開してきたことに加え、経済活動の再開状況に応じて切れ目のない財政金融政策を行ってきたことがあると考えられる。また、大規模な政策対応が速やかに行われたことも功を奏している。
- ✓ 各国の政策対応には共通点も多い。経済活動の再開に応じ、政策の趣旨は経済活動抑制の影響の緩和から、再開の後押しに段階的に比重を移している一方で、感染症再拡大に伴い経済活動が再度制限された場合には、機動的に経済支援を強化している。
- ✓ 再開への段階的な移行に際しては、経済活動抑制の影響が大きい部門や企業に対象や内容を絞る例や、企業に休職者を復職させるインセンティブを与える政策に切り替える例もみられる。
- ✓ また、経済活動が抑制されていた時期から、危機後を見据えた経済社会の変革を促すための政策もみられる。多くの国で、パンデミック後の新たな経済社会を見据え、起業支援・デジタル投資支援など様々な取組が行われ、起業の回復などの動きも見え始めていることから、こうした変革の芽を育てていくことが重要と考えられる。

第3章 主要地域の経済動向【アメリカ経済①】

アメリカでは、感染症の影響により、景気は急速に悪化。5月以降は、経済活動が段階的に再開されたことを反映して消費、生産、雇用が回復するなど、持ち直しの動きがみられ、第3四半期の成長率はプラスに転じている。

1. アメリカ経済の動向①



(備考) アメリカ商務省より作成。

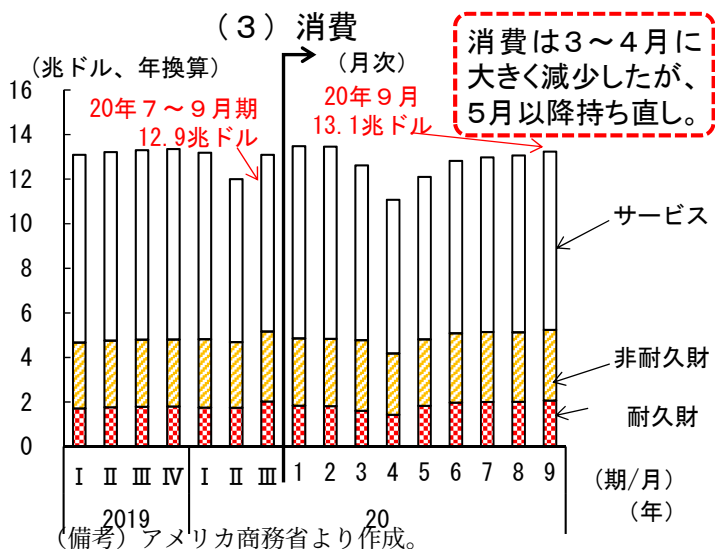
(2) 景気回復期間の長さ

順位	期間	(景気の谷)	(景気の山)
1位	128か月間	2009年6月	2020年2月
2位	120か月間	1991年3月	2001年3月
3位	106か月間	1961年2月	1969年12月
4位	92か月間	1982年11月	1990年7月

(備考) 全米経済研究所(NBER)より作成。

20年4月、全米経済研究所(NBER)は、20年2月が景気の山であると認定。過去最長の景気回復期間が終了。

2. アメリカ経済の動向②

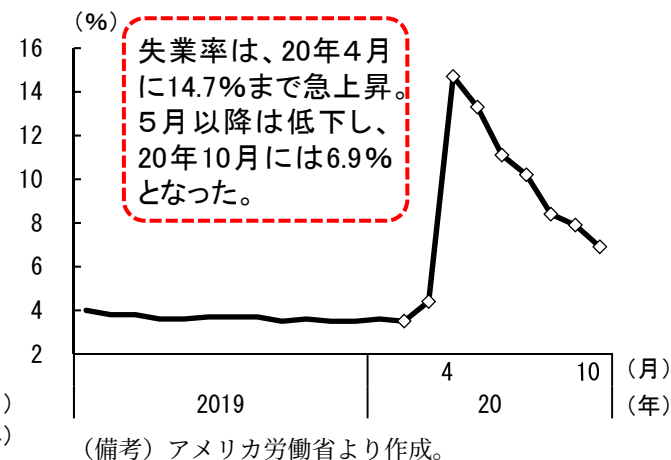


(4) 鉱工業生産(製造業)

(2012年=100)



(5) 失業率



第3章 主要地域の経済動向【アメリカ経済②】

今後は持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向には注視が必要。また、各種対策の成立により財政赤字の増大や、今後の金融政策の動向、中国をはじめとする通商問題の動向にも留意。

3. アメリカ経済の動向③

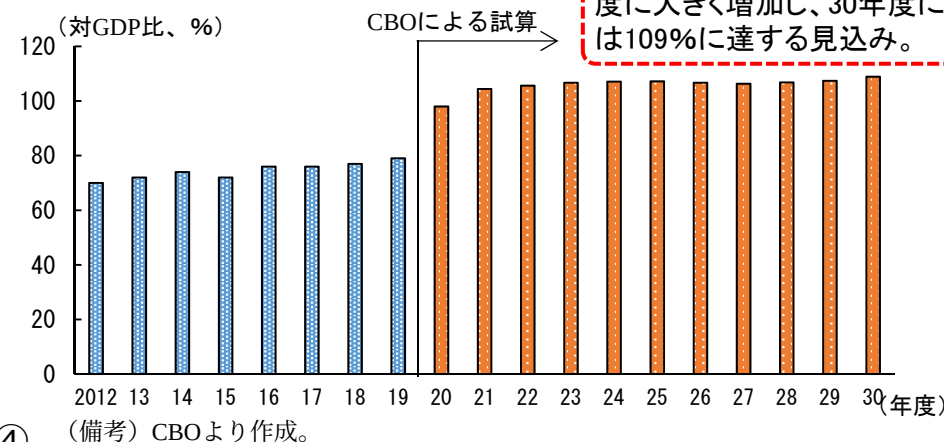
(1) 各種機関における成長率見通し

	19年 (実績)	20年 (見通し)	21年 (見通し)	22年 (見通し)
IMF (20年10月)	2.2%	▲4.3%	3.1%	—
OECD (20年9月)		▲3.8%	4.0%	—
FOMC (20年9月)		▲3.7%	4.0%	3.0%
CBO (20年7月)		▲5.8%	4.0%	2.9%

(備考) FOMCの値は、参加者による見通しの中央値(当該年の10~12月の前年同期比)。

成長率は、20年に大幅に減少し、21年には回復する見通し。ただし、感染症の再拡大については不確実性が存在。

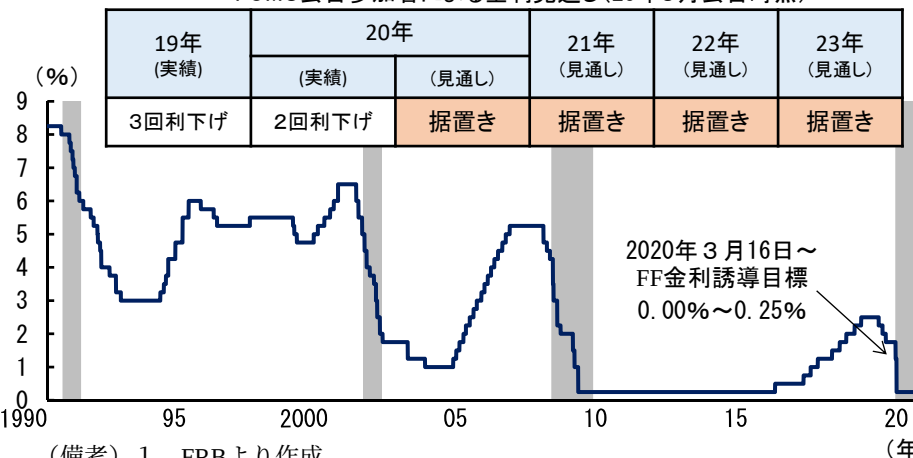
(2) 債務残高の見通し



4. アメリカ経済の動向④

(3) 政策金利の推移

FOMC会合参加者による金利見通し(20年9月会合時点)



FOMCは20年3月に2回の臨時会合を実施。政策金利の誘導目標範囲を0.00~0.25%に引き下げ、事実上のゼロ金利政策を実施。FOMC会合参加者の見通しによれば、23年までは据置きが見込まれている。

(4) 通商問題

(対中国)

- 香港自治法が成立(7/14)
香港の自治を侵害した個人・団体等への制裁が可能に。
- 中国企業との取引制限措置

(対欧州)

- デジタルサービス税導入を理由とした追加関税措置(実施予定)
- EUによるエアバス社への補助金を理由とした追加関税措置(19年10月~実施済み、対象拡大を検討中)

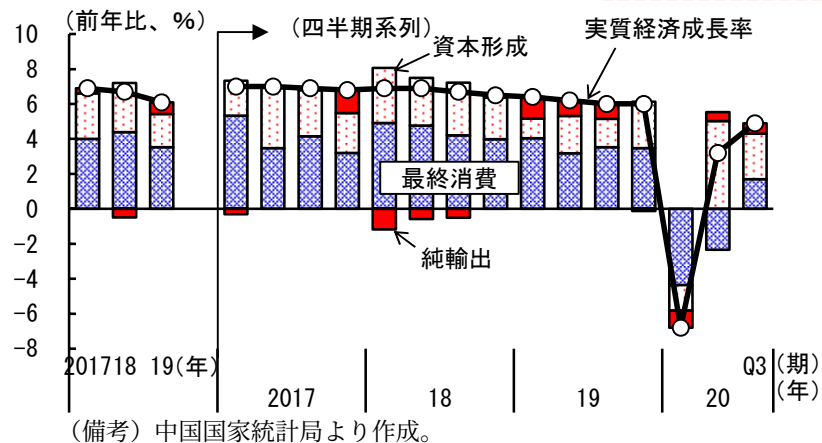
第3章 主要地域の経済動向【中国経済】

中国では、景気は持ち直している。生産は、経済活動抑制により大きく落ち込んだが、操業再開につれ、速やかに回復。需要面では、投資の持ち直しに加え、輸出も持ち直し。

1. 中国経済の動向①

(1) 実質経済成長率

1～3月期は前年比マイナスとなったが、4～6月期にはプラス転換。



(2) 鉱工業生産

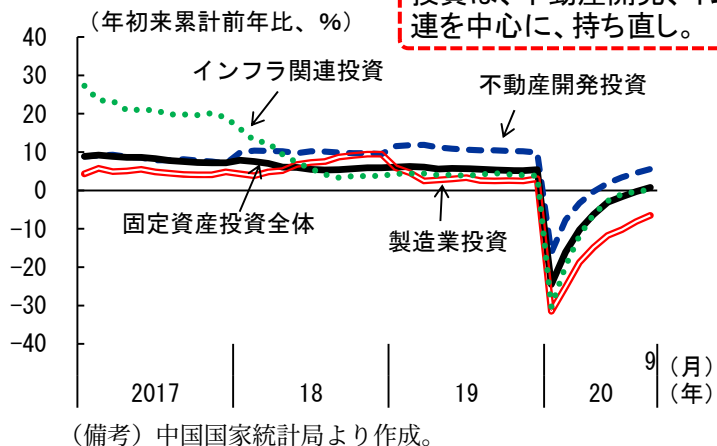
生産は1～2月の落ち込みから持ち直し。



2. 中国経済の動向②

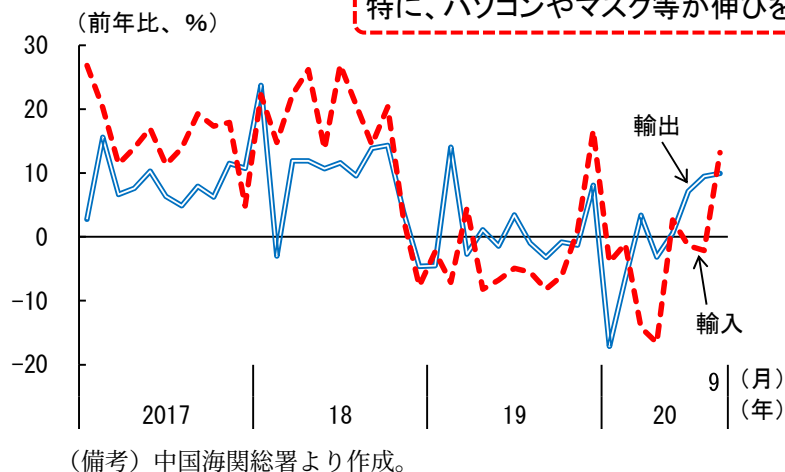
(3) 固定資産投資

投資は、不動産開発、インフラ関連を中心に、持ち直し。

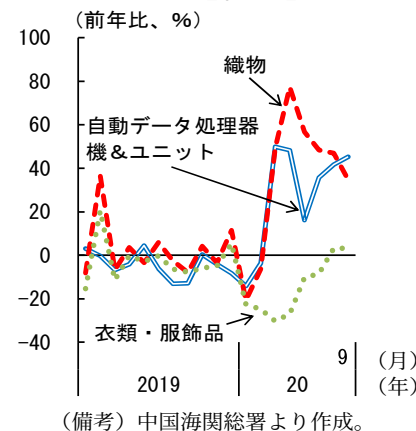


(4) 輸出入

輸出は、内外の経済活動の再開により、持ち直し。特に、パソコンやマスク等が伸びをけん引。



【輸出】



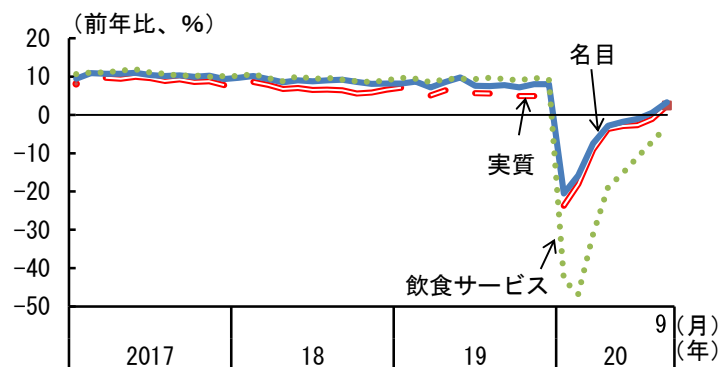
第3章 主要地域の経済動向【中国・アジア経済】

ただし、消費は、接触型消費の落ち込みや、雇用情勢の悪化を背景に、回復に遅れ。
 その他アジア各国・地域では、感染症流行や防疫措置の程度により、経済の落ち込みには差異。

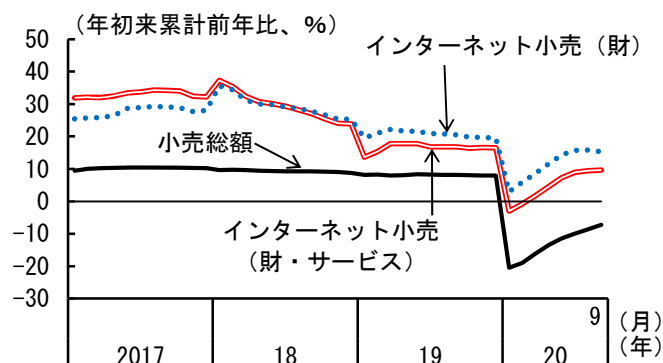
3. 中国経済の動向③

(5) 小売総額

飲食サービスを中心に消費は回復に遅れ。他方、インターネット小売は増加。

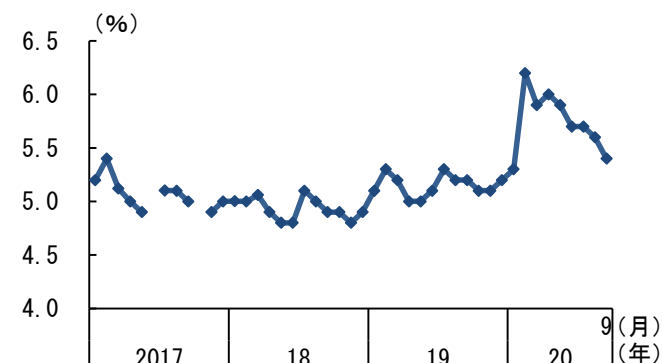


(6) インターネット小売



(7) 都市部調査失業率

失業率は、2月に大きく上昇。



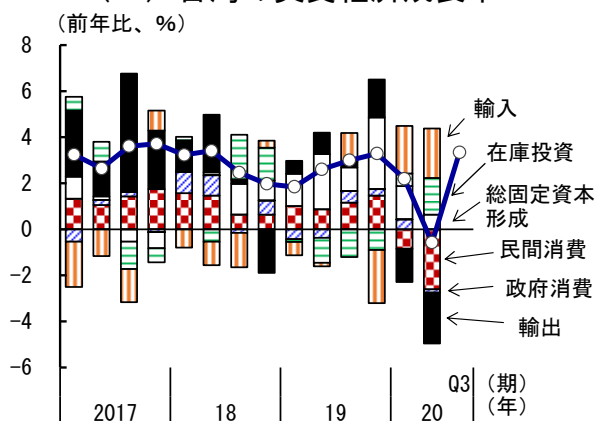
(備考) 1. 中国国家統計局より作成。
 2. 2017年3月、2018年1～2月、2019年3月、6月、9月、12月の実質値は未公表。

(備考) 中国国家統計局より作成。

(備考) 1. 中国国家統計局より作成。
 2. 2017年6月及び10月の値は未公表。

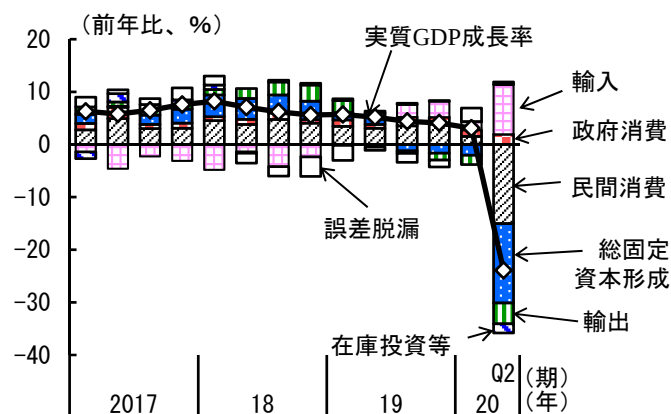
4. その他アジア経済の動向

(1) 台湾の実質経済成長率



(備考) 1. 台湾行政主計総処より作成。
 2. 2020年7～9月期は1次推計値のため、内訳が一部未公表。

(2) インドの実質経済成長率



(備考) インド中央統計局より作成。

感染症が大きく拡大しなかった台湾では景気の落ち込みは比較的小さいものに。
 他方、感染症流行が大きく拡大し、厳しい都市封鎖が実施されたインドでは、景気は著しい落ち込み。

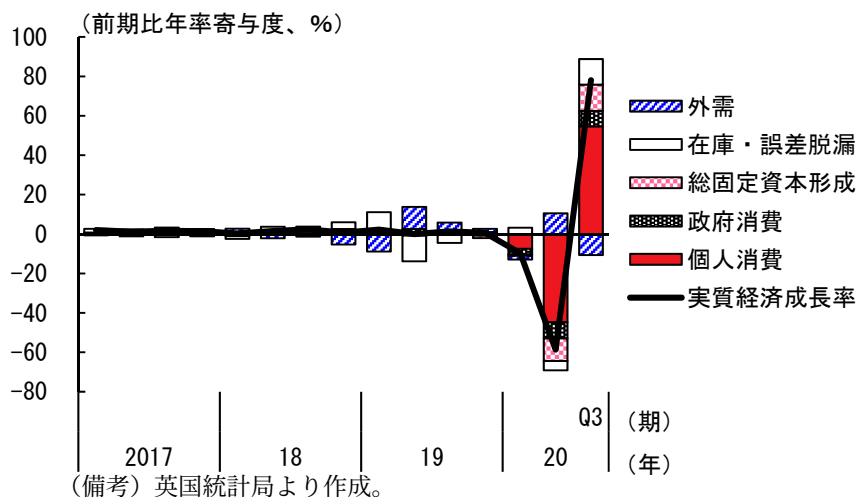
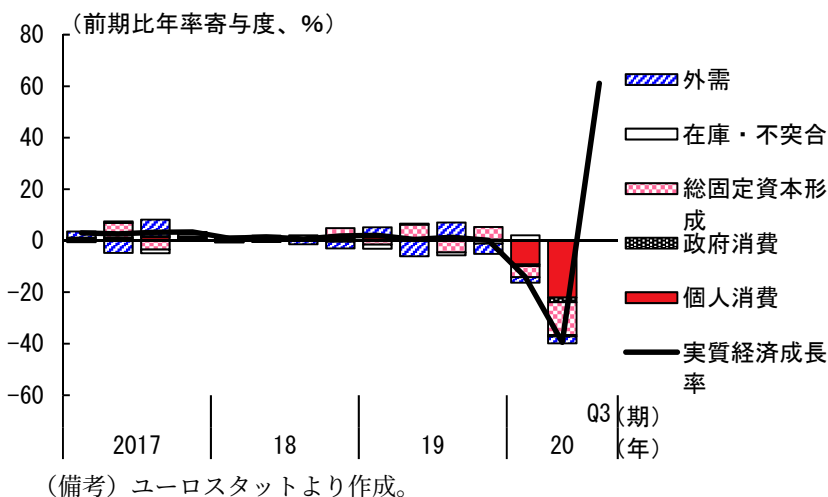
第3章 主要地域の経済動向【欧州経済①】

欧州でも、感染症拡大の影響により、20年1～3月期から4～6月期にかけて実質GDPは大きく減少。経済活動の再開に伴って生産や輸出は持ち直し傾向にあるが、感染症再拡大の影響により、欧州委員会は、ユーロ圏では10～12月期マイナス成長になると予測している。

1. 欧州経済の動向①

(1) ユーロ圏の実質GDP成長率

(2) 英国の実質GDP成長率



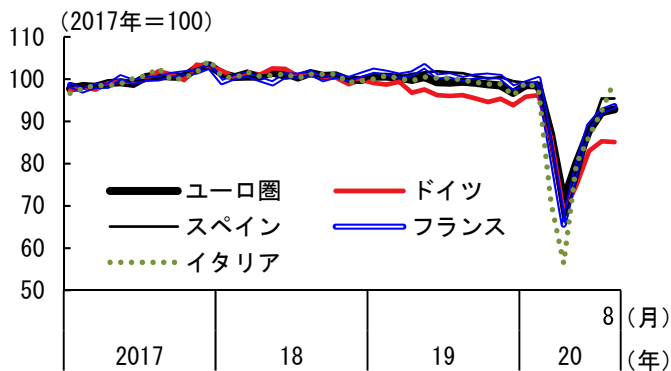
感染症拡大の抑制のために各国で封鎖措置が取られたことで、1～3月期から4～6月期にかけて、欧州の実質GDPは個人消費を中心に大きく減少。

特に、4～6月期の実質GDP成長率は、統計開始以来の大幅な減少となった。

2. 欧州経済の動向②

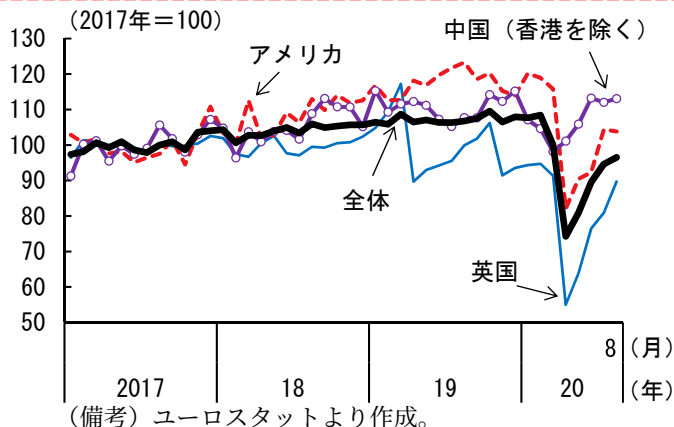
(1) 生産

経済活動の再開に伴い、生産は持ち直し



(2) 輸出 (ユーロ圏、仕向け地別)

各国の経済活動再開に伴い、輸出は持ち直しの動き



(3) 実質GDP成長率の見通し

20年10～12月期はマイナス成長の見込み

国・地域名	実質GDP成長率(前期比・前年比)			
	実績値	予測値	予測値	
	20年Q3	20年Q4	20年	21年
ユーロ圏	12.6%	▲0.1% (▲3.5)	▲7.8% (+0.9)	4.2% (▲1.9)
ドイツ	8.2%	0.6% (▲2.6)	▲5.6% (+0.7)	3.5% (▲1.8)
フランス	18.2%	▲1.0% (▲3.9)	▲9.4% (+1.2)	5.8% (▲1.8)
英国	15.5%	0.5% (▲2.9)	▲10.3% (▲0.6)	3.3% (▲2.7)

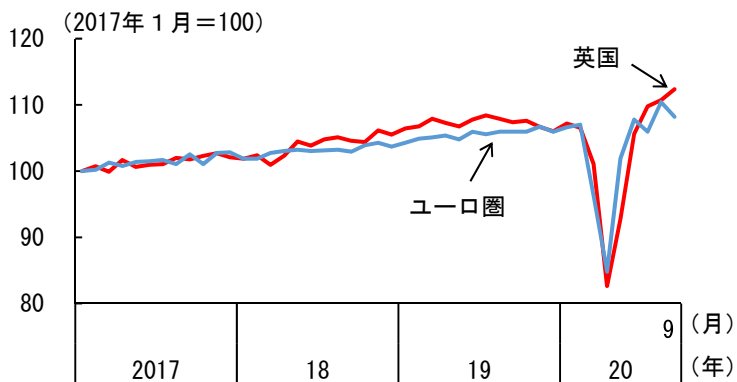
(備考) 欧州委員会秋期見通し(11月5日)より作成。
下段括弧内は前回(夏期見通し(7月))からの改定幅。

消費は足下で持ち直しているものの、失業率は上昇しており、今後の消費の先行きには注意が必要。来年の回復は弱い見込み。財政収支の悪化や英国・EU間の通商交渉などのリスクが存在。

3. 欧州経済の見通し・リスク

(1) 小売売上高

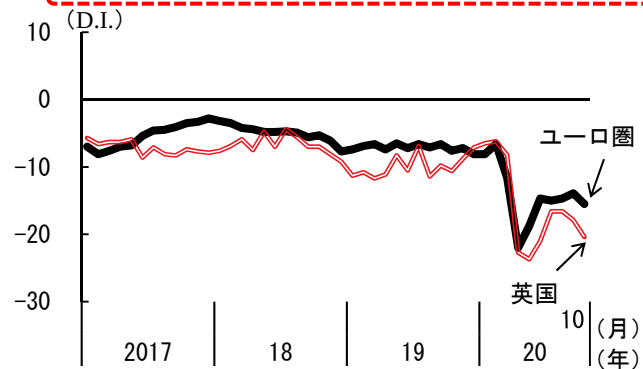
大きく下落するも足下では持ち直し



(備考) ユーロスタット、英国統計局より作成。

(2) 消費者信賴感

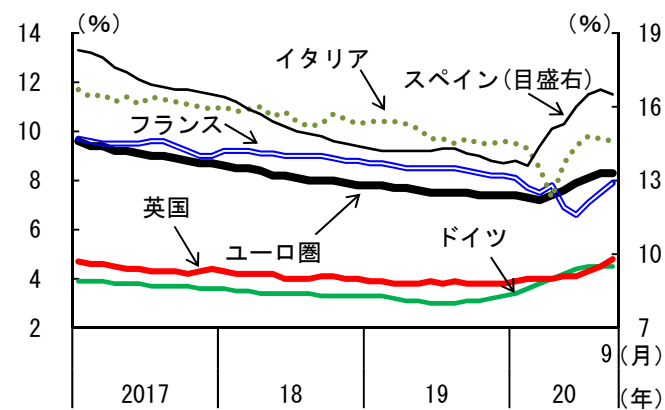
足下の消費者マインドは持ち直し



(備考) 1. 欧州委員会より作成。
2. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。

(3) 失業率

失業率は上昇



(備考) ユーロスタット、英国統計局より作成。

4. ユーロ圏・英国経済の見通し・リスク

(1) 国際機関の見通し

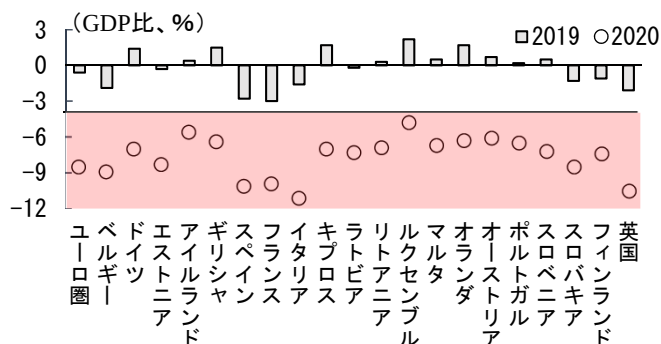
2021年の回復は弱い見込み。

(前年比、%)			
		2020年	2021年
IMF (2020年10月)	ユーロ圏	▲8.3	5.2
	ドイツ	▲6.0	4.2
	フランス	▲9.8	6.0
	英国	▲9.8	5.9
OECD (2020年9月)	ユーロ圏	▲7.9	5.1
	ドイツ	▲5.4	4.6
	フランス	▲9.5	5.8
	英国	▲10.1	7.6

(備考) IMF “World Economic Outlook, October 2020”、OECD “Economic Outlook, September 2020” より作成。

(2) 財政状況に関する見通し

財政出動により、財政収支は大幅に悪化。



(備考) 1. ユーロスタットより作成。
2. 財政収支は一般政府財政収支。

(3) EU・英国間の通商交渉

交渉期間の猶予が限られる中、引き続き主要な論点が存在。

(主な争点)

- 労働・国家補助金等に関するEU規制との調和の確保(英国独自の決定権の有無)
- 英国水域における漁業権

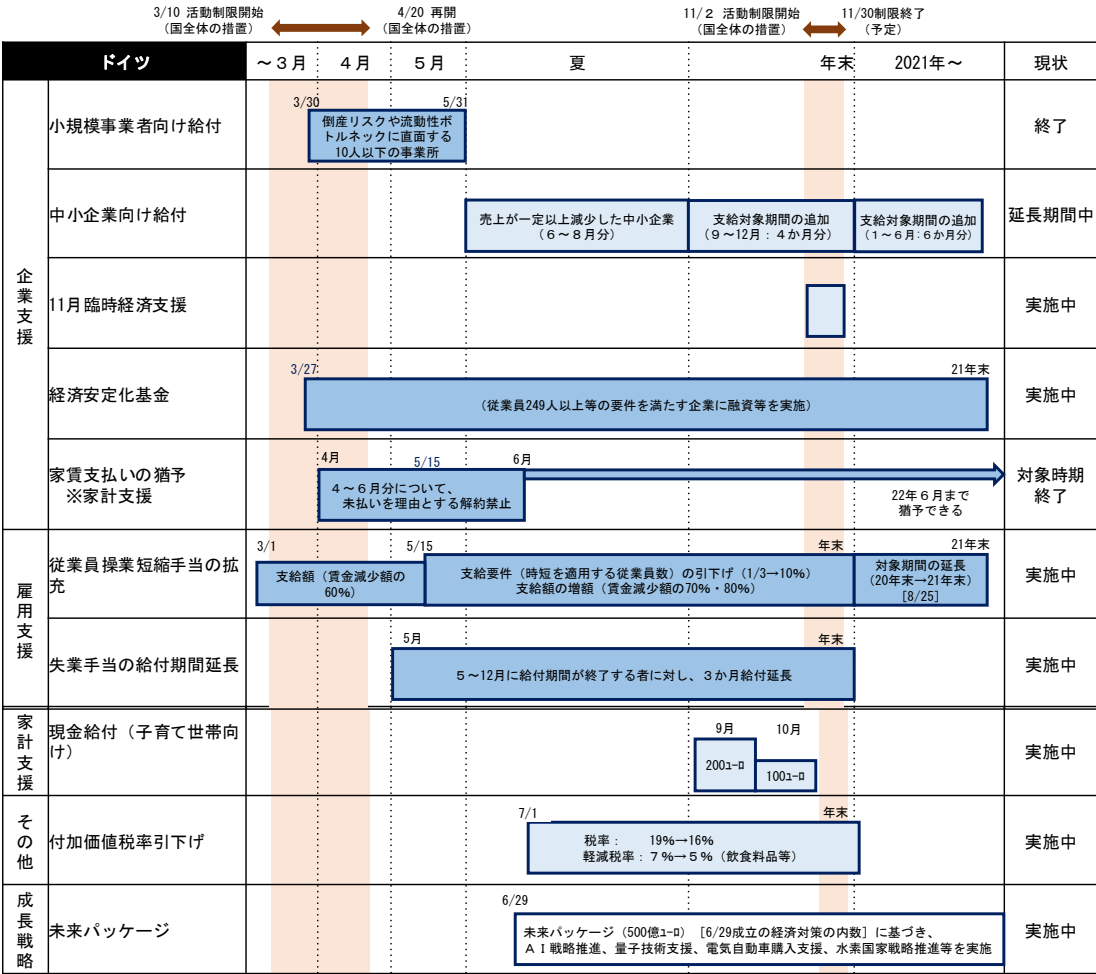
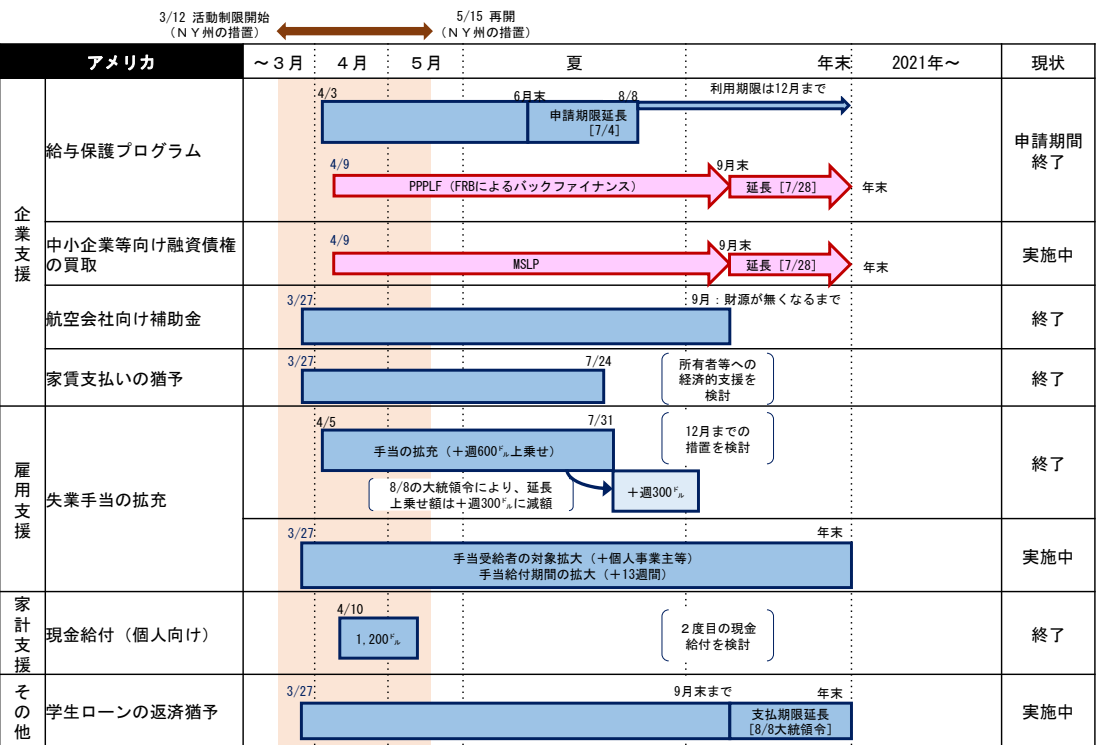
(合意済みの論点)

- 関税・数量割当てのない自由貿易の継続

(重要日程)

- 12/31 移行期間終了

(参考) 第2章 主要国の政策対応 【財政政策：概観・時系列】



(注) 表中の日付については、施策の実施(申請等)の開始日・終了日を基本とする(実施の開始日が不明な場合は、施策の決定日・成立日等)。

(参考) 第2章 主要国の政策対応 【財政政策：概観・時系列】

3/20 活動制限開始 (イングランドの措置) ← 5/11 再開 (イングランドの措置) 11/5 活動制限再開 (イングランド) → 12/2 制限終了 (予定)

3/20 活動制限開始 (イングランドの措置) ← 5/11 再開 (イングランドの措置) 11/5 活動制限再開 (イングランド) → 12/2 制限終了 (予定)

英国	～3月	4月	5月	夏	年末	2021年～	現状
小規模事業者向け給付 (小売・観光・娯楽業)		4月 (単発)					終了
小規模事業者向け給付 (自営業者)			5/13 所得の80%、3か月分 上限月額2,500£	7/13 減額して延長 [5/29公表]	8/17 所得の70%、3か月分 月額上限2,190£	10/18 延長補助率等の拡大 [10/22、11/2、11/5公表]	延長期間中
家賃支払いの猶予		3/26 未払いを理由とする退去要請を 6/30まで禁止		6/30	9/30 9月末まで延長 [6/19]	12/31 12月末まで延長 [9/16]	延長期間中
中小企業向け貸出の実行確保	3/10	満期10年の長期資金をバンク・レートで融資					21年3月 実施中
①一時帰休中の従業員への給与補助	3/11に遡って補助	人件費の80%、上限月額2,500£	6/31まで延長 [4/17]	7/31まで延長 [5/12]	8/31まで延長 [5/29]	80% 上限月額2,500£	延長期間中
②休業要請等で事業が継続できなくなった企業の従業員への給与補助				国負担分 (及び上限) を減額して延長 [5/29公表] 同時に企業負担を要求 国負担分 (及び上限) を増額して延長 [10/31、11/5公表]	8/31 70% 企業10% 60% 企業20%	9/30 10/31 21年3月末	①終了後 人件費の2/3 後日公表 上限月額 2,100£
③労働時間を短縮している従業員への給与補助				労働時間を短縮した者 補助率等の拡大 ※開始時期の延期 (当初は11月～) [10/31、11/5公表]		9/24公表 [10/22公表]	①終了後 非労働時間分の 人件費61.67% 企業5% 上限月額 1,541.75£
④一時帰休後の従業員の復帰支援給付				①終了後雇用を維持した場合、一時金給付 [7/8公表] ※開始時期の延期 (当初は21年2月～) [11/5公表]			1人当たり 1,000£ 実施予定 (時期未定)
家計支援		3/26		6/30	10/31	21年4月	延長期間中
住宅ローン支払いの猶予				住宅ローン支払いを3か月猶予	支払猶予の申請期限を10/31まで延長 + 差押えを10/31まで延長 [6/4施行]	支払猶予の申請期限を 4/30まで延長 [10/31公表]	

英国 (続き)	～3月	4月	5月	夏	年末	2021年～	現状
付加価値税率の引下げ				7/15 税率: 20%→5% (飲食・宿泊・旅行業向け)		21年3月 3/31まで延長 [9/24]	実施中
外食補助				8月の月・火・水 外食代の半額 上限10£			終了
成長戦略					9/30 学校、病院等の公共部門に、エネルギー効率化と低炭素化のための助成金交付	21年1月	実施中

EU	～3月	4月	5月	夏	年末	2021年～	現状
雇用支援		4/9				22年末	実施中
その他						21～23年 経済復興と構造改革 (具体的施策は各国策定)	実施予定
成長戦略						21～27年 研究プロジェクトへの助成金	実施予定
						21～27年 信用保証、技術的助言等	実施予定

(注) 表中の日付については、施策の実施 (申請等) の開始日・終了日を基本とする (実施の開始日が不明な場合は、施策の決定日・成立日等)。

(参考) 第2章 主要国の政策対応 【金融政策：概観】

	FRB	ECB	BOE
政策金利	FF金利(誘導目標範囲): 1.50~1.75%[2019.10] →1.00~1.25%[3/3] →0.00~0.25%[3/15] ※期限:23年末まで維持が適切 (FOMC参加者17人中13人)[9/16]	主要リファイナンス金利: 0.00%[2016.3] 限界ファシリティ金利: 0.25%[2016.3] 預金ファシリティ金利: ▲0.50%[2019.9]	バンク・レート(準備預金付利金利): 0.75%[2018.8] →0.25%[3/10] →0.10%[3/19]
資産購入 (うち量的緩和)	米国債: 5,000億ドル[3/15] →上限金額なし[3/23] →月800億ドル[6/10] ・期限:今後数か月間は継続[6/10]	ユーロ加盟国国債、社債、CP[3/18追加]、 カバードボンド、資産担保証券: ①資産購入プログラム: 合計月200億ユーロ[2019.9] +1,200億ユーロ[3/12] ・期限:1,200億ユーロについては2020.12まで [3/12] ②パンデミック緊急購入プログラム(国債購 入比率の柔軟な運用、ギリシャ国債の購 入が可能): 合計7,500億ユーロ[3/18] →13,500億ユーロ[6/4] ・期限:2020.12まで[3/18] →2021.6まで[6/4]	英国債: 4,350億ポンド[2016.8] →6,250億ポンド[3/19] →7,250億ポンド[6/17] →8,750億ポンド[11/4] ・期限:2021年末目途[11/4]
	社債(新発債): 社債(既発債): 計7,500億ドル[3/23] ・期限:2020.9まで[3/23] →2020.12まで[7/28]		社債: 100億ポンド[2016.8] →200億ポンド[3/19]
	CP:上限金額未公表[3/17] ・期限:2021.3まで[3/17]		CP:上限金額設定なし[3/17] ・期限:2021.3まで
	不動産担保証券: 2,000億ドル[3/15] →上限金額なし(商業用不動産担保証券追 加)[3/23] →月400億ドル[6/10] ・期限:今後数か月間は継続[6/10]		
	地方債:5,000億ドル[4/9] ・期限:2020.9まで[4/9] →2020.12まで[6/9]		

(参考) 第2章 主要国の政策対応 【金融政策：概観】

	FRB	ECB	BOE
中小企業 資金繰り支援	中小企業向け融資債権の買取: 6,000億ドル[4/9] ・期限:2020.9まで[4/9] →2020.12まで[7/28] 給与保護プログラムの実行確保: 3,490億ドル[4/9] →6,590億ドル[4/16] ・期限:2020.9まで[4/9] →2020.12まで[7/28]	—	中小企業向け貸出の実行確保:[3/10] ・満期4年の長期資金をバンク・レートで融資 →満期10年までに延長[9/24] ・期限:2021.3まで[9/24]
流動性供給	大手証券会社向け[3/17] ・最長90日の資金を公定歩合で融資 ・期限:2020.9まで[3/17] →2020.12まで[7/28] MMF向け[3/23] ・MMFが売却する資産の購入資金を銀行に融資 (金利は公定歩合(担保が国債の場合)) ・期限:2020.9まで[3/23] →2020.12まで[7/28] ABS投資家向け: 1,000億ドル[3/23] ・資産担保証券の保有者に融資(金利は担保内容による) ・期限:2020.9まで[3/23] →2020.12まで[7/28]	長期資金供給オペ(TLTRO3)[2019.3] ・満期3年の資金を低利融資 ・金利▲0.25~▲0.75% →▲0.5~▲1.0%[4/30] ・期限:2021.6まで パンデミック緊急長期リファイナンス・オペ(PELTRO)[4/30] ・満期21年7月の資金を金利▲0.25%で供給 ・期限:2020.12まで	緊急ターム・レポ・ファシリティ[3/24] ・最長3か月の資金を低利融資(0.25%) ・期限:2020.6をもって終了

(備考) FRB、ECB、BOEより作成